

令和6年度

青梅市清掃事業概要



環境部清掃リサイクル課

目 次

第1章 総括

1	市の概要	1
2	市の財政	2
3	人口、世帯の推移	4
4	廃棄物行政の組織および事務分掌	5
5	一般廃棄物の処理計画（令和6年度・青梅市告示第66号）	6
6	一般廃棄物の処理計画（令和6年度・青梅市告示第106号）	31

第2章 ごみ収集処理

1	ごみの分別形態別排出方法	56
2	清掃手数料	57
3	ごみ収集の実績	58
4	ごみ処理の内訳	59
5	総資源化量の推移	59
6	ごみ収集車両等の推移	60
7	指定収集袋関係の実績	61
8	動物死体処理実績	63
9	粗大ごみ処理実績	63
10	不法投棄処理実績	63
11	リサイクルセンターにおける有価物等の処理状況	64
12	リサイクルセンターにおける容器包装リサイクル法処理状況	65
13	リサイクルセンターにおける有害ごみの処理状況	65
14	ごみ処理費	66
15	一般廃棄物処理手数料および清掃費	67
16	集団回収による資源回収量および報償金等交付状況	69

第3章 し尿処理

1	し尿処理の概要	71
2	し尿収集量および委託料の推移	71
3	し尿処理経費の推移	72
4	浄化槽清掃に関する経費	72

第4章 資料

1	清掃事業のあゆみ	73
2	一般廃棄物収集・運搬委託の経過	92
3	一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧	94
4	刊行物資料	97

第1章 総括

1 市の概要

- (1) 市制施行 昭和26年4月1日（青梅町、調布村、霞村が合併）
- (2) 市域拡張 昭和30年4月1日（吉野村、三田村、小曾木村、成木村を合併）
- (3) 広 ば う 東西17.2キロメートル、南北9キロメートル
- (4) 地 形 関東平野と武蔵野台地の接する扇状台地を形づくる場所にあり、山地と平坦地とに分かれ、市の南部を貫流する多摩川を中心に河岸段丘を形成
- (5) 地 質 山地においては秩父古生層、丘陵と台地は、上層部を関東ローム層、その下を砂礫層が広がっている。
- (6) 面 積 103.31平方キロメートル
- (7) 人口と世帯 人 口 129,241人
 (男 65,066人 女 64,175人)
世 帯 65,984世帯
（令和6年10月1日現在）
- (8) 位 置 都心より約50キロメートル西方で、東経139度16分30秒、北緯35度47分16秒、海拔186.6メートルに位置する。
 （位置は市役所におけるもの）

2 市の財政

(1) 一般会計決算額（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	決算額	構成比								
1 市 税	19,720,189	28.8	19,400,365	31.3	19,994,706	31.8	20,060,177	31.7	19,761,542	30.4
2 地 方 譲 与 税	289,569	0.4	294,390	0.5	290,850	0.5	293,120	0.5	302,061	0.5
3 利 子 割 交 付 金	24,199	0.0	22,148	0.0	28,577	0.0	32,633	0.0	44,240	0.1
4 配 当 割 交 付 金	116,659	0.2	158,475	0.3	151,642	0.2	173,199	0.3	227,125	0.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	135,064	0.2	193,064	0.3	115,844	0.2	185,038	0.3	330,374	0.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	73,145	0.1	249,193	0.4	439,775	0.7	548,752	0.9	579,849	0.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,937,690	4.3	3,187,132	5.1	3,237,988	5.2	3,178,747	5.0	3,319,365	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	45,685	0.1	61,228	0.1	59,504	0.1	58,375	0.1	54,621	0.1
9 自動車取得税交付金	23	0.0	1	0.0	12	0.0	2,045	0.0	947	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	48,754	0.1	62,732	0.1	69,464	0.1	76,448	0.1	102,071	0.2
11 地 方 特 例 交 付 金	156,261	0.2	274,701	0.4	137,714	0.2	136,571	0.2	707,419	1.1
12 地 方 交 付 税	3,528,799	5.2	4,974,109	8.0	5,219,499	8.3	5,341,632	8.5	5,870,273	9.0
13 交通安全対策特別交付金	19,644	0.0	18,986	0.0	16,928	0.0	14,945	0.0	14,285	0.0
14 分 担 金 お よ び 負 担 金	440,987	0.6	473,110	0.8	447,616	0.7	440,783	0.7	408,076	0.6
15 使 用 料 お よ び 手 数 料	967,238	1.4	966,188	1.6	989,475	1.6	960,798	1.5	953,323	1.5
16 国 庫 支 出 金	25,032,973	36.6	15,677,390	25.3	14,605,496	23.2	13,855,317	21.9	13,429,454	20.7
17 都 支 出 金	8,214,844	12.0	7,584,883	12.2	8,140,531	13.0	7,908,427	12.5	9,081,031	14.0
18 財 産 収 入	139,782	0.2	463,907	0.7	179,276	0.3	81,481	0.1	121,964	0.2
19 寄 付 金	101,369	0.2	37,930	0.1	57,518	0.1	56,121	0.1	56,226	0.1
20 繰 入 金	268,575	0.4	572,105	0.9	501,665	0.8	568,293	0.9	1,934,010	3.0
21 繰 越 金	841,805	1.2	1,814,044	2.9	3,465,907	5.5	3,897,093	6.2	2,174,928	3.3
22 諸 収 入	2,743,195	4.0	3,532,075	5.7	3,453,748	5.5	4,519,816	7.2	3,697,336	5.7
23 市 債	2,591,006	3.8	2,063,215	3.3	1,253,301	2.0	793,714	1.3	1,730,000	2.7
歳 入 合 計	68,437,455	100.0	62,081,371	100.0	62,857,034	100.0	63,183,525	100.0	64,900,520	100.0

(2) 一般会計決算額（歳出）

（単位：千円、％）

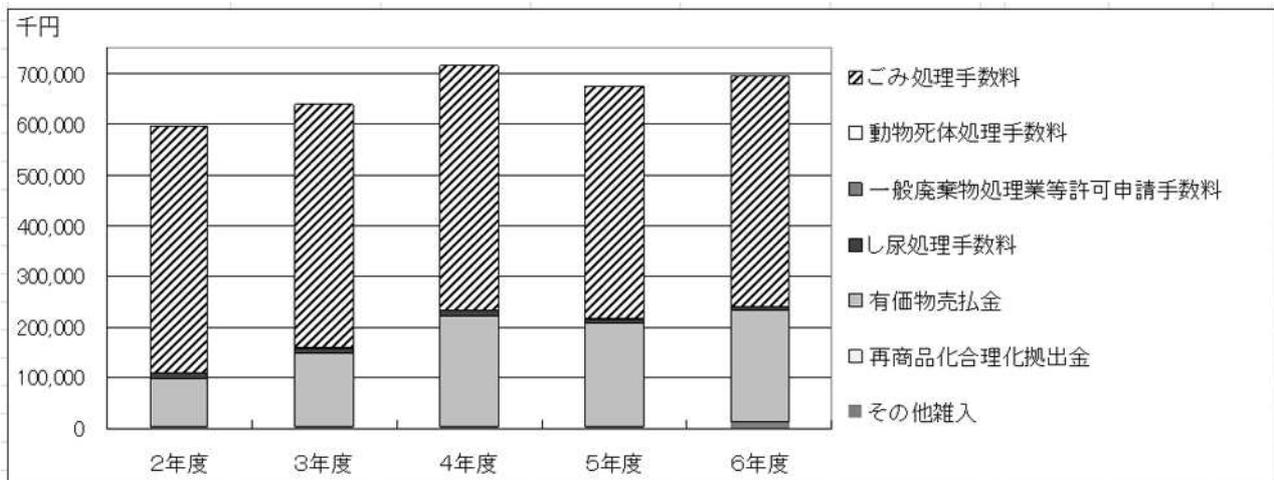
区 分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	決算額	構成比								
1 議 会 費	398,731	0.6	404,688	0.7	390,353	0.7	378,892	0.7	435,526	0.7
2 総 務 費	5,152,083	7.7	5,392,765	9.2	5,186,881	8.8	5,433,426	9.0	6,015,741	9.6
3 民 生 費	38,405,850	57.6	28,768,763	49.1	27,883,561	47.3	29,648,654	48.6	30,477,318	48.5
4 衛 生 費	5,530,734	8.3	6,321,949	10.8	7,358,949	12.4	6,309,440	10.3	5,812,617	9.3
5 労 働 費	10,906	0.0	10,435	0.0	9,760	0.0	10,557	0.0	10,723	0.0
6 農 林 水 産 業 費	363,232	0.5	241,222	0.0	234,408	0.4	260,607	0.4	316,663	0.5
7 商 工 費	933,459	1.4	541,861	0.9	707,071	1.2	669,619	1.1	444,889	0.7
8 土 木 費	3,276,143	4.9	2,786,575	4.7	3,847,614	6.5	3,845,774	6.3	4,875,153	7.8
9 消 防 費	1,765,118	2.7	1,747,949	3.0	1,861,243	3.2	1,736,036	2.9	1,969,366	3.1
10 教 育 費	6,300,944	9.5	5,614,920	9.6	6,081,409	10.3	6,269,842	10.2	6,655,098	10.6
11 災 害 復 旧 費	305,515	0.5	90,728	0.2	5,974	0.0	10,381	0.0	34,326	0.1
12 公 債 費	3,005,982	4.5	3,098,154	5.3	3,105,846	5.3	3,068,685	5.0	3,065,083	4.9
13 諸 支 出 金	1,174,964	1.8	3,595,454	6.1	2,286,873	3.9	3,366,684	5.5	2,666,137	4.2
歳 出 合 計	66,623,661	100.0	58,615,463	100.0	58,959,941	100.0	61,008,597	100.0	62,778,640	100.0

(3) 廃棄物処理の決算状況

ア 歳入（主な清掃手数料等）

（単位：円）

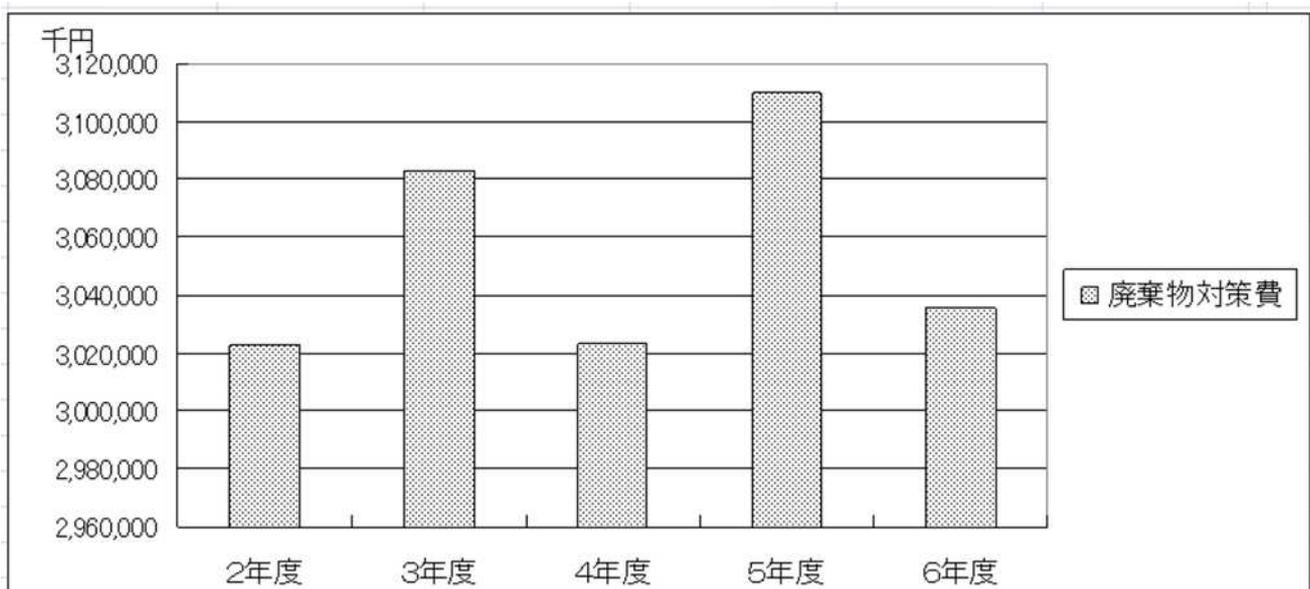
区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ごみ処理手数料	487,515,516	480,214,121	482,306,431	457,774,316	452,526,329
動物死体処理手数料	790,000	732,000	750,000	742,000	688,000
一般廃棄物処理業等許可申請手数料	255,000	480,000	210,000	465,000	240,000
し尿処理手数料	9,695,050	7,498,950	8,320,450	7,826,750	8,341,650
有価物売払金	95,458,799	146,908,739	220,539,375	205,160,558	220,407,521
再商品化合理化拠出金	184,614	0	0	136,422	582,504
その他雑入	2,376,897	2,064,384	2,557,243	2,362,946	10,725,495
計	596,275,876	637,898,194	714,683,499	674,467,992	693,511,499



イ 歳出（清掃費）

（単位：円、%）

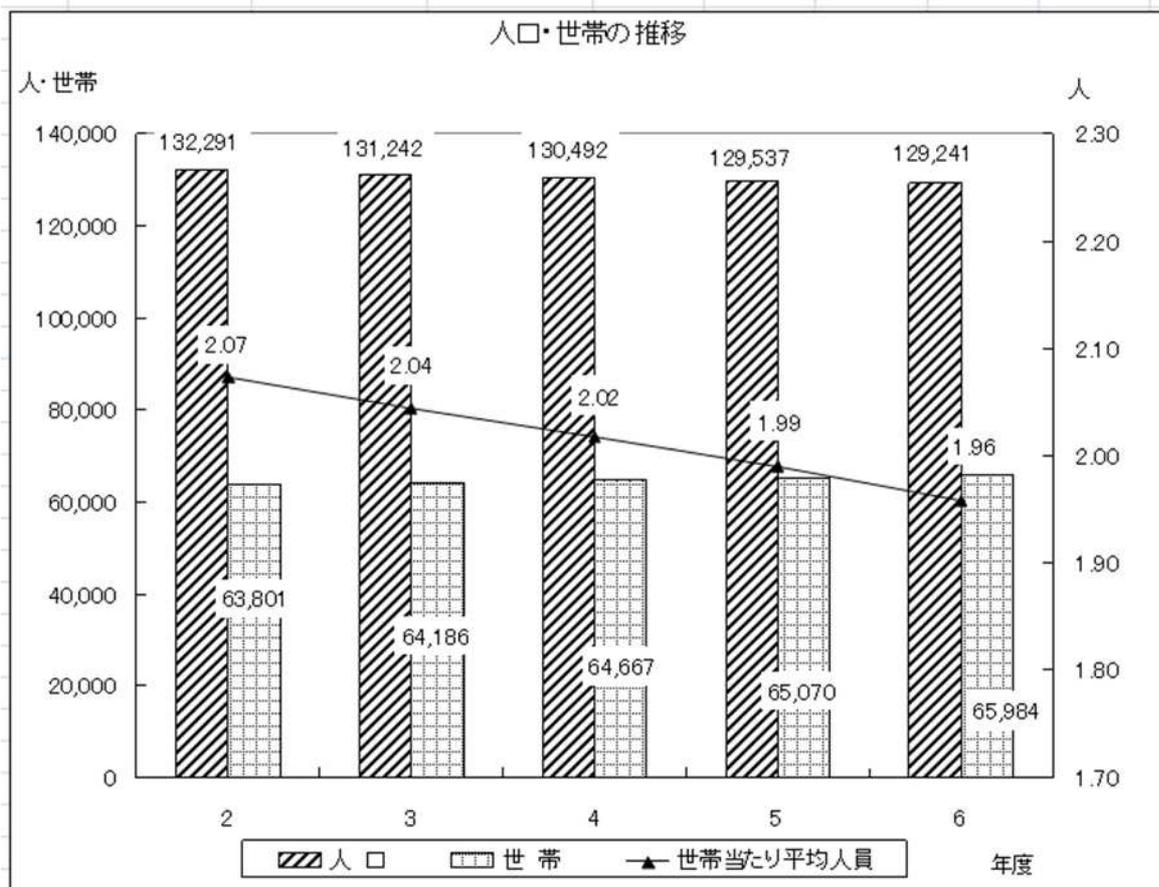
区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
廃棄物対策費	3,022,417,167	3,083,078,583	3,022,953,123	3,110,093,678	3,035,258,163
一般会計（歳出）	66,623,391,240	58,615,463,466	58,959,941,452	61,008,597,476	62,778,640,395
一般会計に占める清掃費の割合	4.5	5.3	5.1	5.1	4.8



3 人口、世帯の推移（各年10月1日現在）

（単位：人、世帯）

年 度	人 口	世 帯	世帯当たり平均人員
2	132,291	63,801	2.07
3	131,242	64,186	2.04
4	130,492	64,667	2.02
5	129,537	65,070	1.99
6	129,241	65,984	1.96



4 廃棄物行政の組織および事務分掌

(単位：人)

環境部	環境政策課				
	清掃リサイクル課	ごみ減量推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物（一般廃棄物に限る。以下同じ。）処理対策の企画、推進および啓発等に関する事 ○廃棄物減量等推進審議会に関する事 ○環境美化指導員および環境美化推進員に関する事 ○廃棄物の共同処理に関する事 ○再生資源集団回収事業に関する事 ○美化デー等に関する事 ○課内の庶務に関する事 	一般事務 4	課長 1 一般事務 13 （うち係長 4） 再任用事務系 1 再任用技能労務 7 合計 22
		清掃係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物（粗大ごみを除く）の収集・運搬に関する事 ○家庭系廃棄物の排出指導に関する事 ○廃棄物の処理手数料の調定および徴収に関する事 ○事業系廃棄物に対する清掃指導に関する事 ○大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する事 ○一般廃棄物処理業に関する事 ○浄化槽の維持管理に関する事 ○し尿処理施設に関する事 	一般事務 5	
		収集指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみの収集、運搬に関する事 ○動物の死体の処理に関する事 ○不法投棄（他の所管に属するものを除く。）の処理に関する事 	一般事務 2 再任用職員 7	
		リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルセンターの管理、運営に関する事 ○燃やさないごみ等の処理と再資源化に関する事 ○資源有価物の処分に関する事 ○リサイクルセンターの事務全般に関する事 	一般事務 2 再任用職員 1	
公園緑地課					
	下水道課				

(令和6年4月1日現在)

青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例（平成5年条例第15号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定にもとづき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

青梅市長 大勢待 利 明

1 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 施行区域 青梅市全域

3 一般廃棄物の排出予定 (単位：トン)

区 分	排 出 予 定 量
燃 や す ご み	25,260
燃 や さ な い ご み	941
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498
粗 大 ご み	1,298
せ ん 定 枝	454
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	91
ペ ッ ト ボ ト ル	488
ビ ン	623
カ ン	289
陶 磁 器	165
ガ ラ ス	50
新 聞	649
雑 誌 ・ 雑 紙	1,169
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	813
織 維	589

かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および	し尿	915
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物の死体	729 (体)	
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	891	

4 一般廃棄物処理予定

(1) 収集運搬計画

(単位：トン)

区	分	処 理 予 定 量
燃	や す ご み	25,260
燃	や さ な い ご み	941
容 器 包 装	プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498
粗	大 ご み	1,298
せ	ん 定 枝	454
有	害 ご み	93
(乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)		
ペ	ット ボ ト ル	488
ビ	ン	623
カ	ン	289
陶	磁 器	190
ガ	ラ ス	70
新	聞	649
雑	誌 ・ 雑 紙	1,169
ダ	ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	813
織	維	589
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト		18
廃	食 用 油	2
小	型 家 電	3
し尿および	し尿	915
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物の死体	729 (体)	

市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	891
市外から搬入処理する事業系一般廃棄物	100

備考 処理予定量については、年間の予定量とした。

(2) 中間処理および処分計画

ア 燃やすごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 西多摩衛生組合
- b 所在地 東京都羽村市羽4235番地
- c 形式 全連続燃焼式流動床炉
- d 能力 480トン/日 (160トン/日×3炉)
- e 組織団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	20,071
自己搬入	5,189
合計	25,260

(ウ) 残さ予定量および処分方法

- a 残さ(残灰等) 予定量 2,147トン
- b 処分方法 東京たま広域資源循環組合が設置した最終処分場でエコセメント化

(エ) 御岳山については、青梅市設置(3か所4台)の生ごみ処理機にて地元自治会に管理委託し処理

- a 総処理量 16トン
- b 機種 乾燥式 MS-N120G型
- c 能力 約200キログラム/日

イ 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみおよび粗大ごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 青梅市リサイクルセンター
- b 所在地 東京都青梅市新町6丁目9番地の1
- c 能力 48.82トン/日

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
直営および委託業者	2,727
一般廃棄物収集・運搬許可業者	12
粗大ごみ持込み	998
合計	3,737

(ウ) その他

選別処理後のプラスチック容器包装類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定められた方法により処理する。

粗大ごみの中で再生可能なものは、シルバー人材センターリサイクル事業所において再生および販売する。

ウ せん定枝

粗大ごみおよび直接持込みとして回収 454トン

エ 有害ごみ

(ア) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	88
直接持込み	3
合計	91

(イ) 処理方法（委託）

a 乾電池

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

b 蛍光管

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

c スプレー缶

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

d ライター

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

e 陶磁器

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

f ガラス

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

オ ペットボトル

資源物として回収 488トン

ペットボトルは、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。

カ ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト、廃食用油および小型家電

資源物として回収 4,370トン

ビンについては、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に定められた方法により処理する。

キ し尿

処理施設

(ア) 施設名 青梅市し尿処理場

(イ) 所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地

(ウ) 処理方法 高負荷膜分離処理

(エ) 能力 18キロリットル／日

(オ) 搬入団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

ク 動物の死体

処理施設

(ア) 施設名 青梅市火葬場内動物炉

(イ) 所在地 東京都青梅市長淵5丁目743番地

(ウ) 形式 5号廃棄物焼却炉 富士式動物火葬炉

直上再燃焼室付台車式 F B N O O W 1

(エ) 能力 53キログラム/時間

(オ) 処理方法 占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、火葬により処分する。

ケ 市外に搬出処理される事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
オリックス資源循環(株)寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地	木くず、紙くず、動物性残さ、脱水汚泥、し渣	239
バイオエナジー(株)	東京都大田区城南島3丁目4番4号	食品廃棄物	10
(株)Jバイオフードリサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番5	厨芥	4
(株)アイル・クリーンテック	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷328番地	給食残さ	179
(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	厨芥、紙くず	99
よりいコンポスト(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷352番地	脱水汚泥	73
(株)エコワスプラント	東京都西多摩郡日の出町平井34番地1	木くず	5
ニューエナジーふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1	食品廃棄物	42

(株) 西東京リサイクルセンター	東京都羽村市緑ヶ丘3丁目3番地3	食品廃棄物	182
比留間運送(株) 伊奈平工場	東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5	厨芥、木くず、紙くず	58

コ 市外から搬入処理する事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
青南建設(株) 青梅工場	東京都青梅市新町6丁目8番地の7	木くず	100

5 分別収集する一般廃棄物の種類、収集方法等

区 分		対 象	収 集 方 法	収集回数 (地区別の収集日程は、別表第1のとおり)	備 考
燃 や す ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	(1) 戸別収集を原則とする。ただし、備考(1)に掲げる地域等においては、集積場所から収集する。 (2) 前号の収集方法にかかる排出方法および排出場所は、備考(2)のとおりとする。	土曜日および日曜日を除き週2回収集	届出は、必要としない。御岳山は週1回収集する。
	事 業 者	排出量が 日量45 リットル 以下の事 業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週2回収集	御岳山は、週1回収集する。
		排出量が 日量45 リットル を超える 事業者	収 集 対 象 外		一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託して西多摩衛生組合に搬入する。

燃 や さ な い ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 1 回 収 集	届 出 は、 必 要 と し な い。
	事 業 者	排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル 以 下 の 事 業 者	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 1 回 収 集	御 岳 山 は、 月 1 回 収 集 す る。
		排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル を 超 え る 事 業 者	収 集 対 象 外		一 般 廃 棄 物 管 理 票 に よ り、 自 ら ま た は 他 に 委 託 し て リ サ イ ク ル セ ン タ ー に 搬 入 す る。
	一 般 家 庭	全 世 帯	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 3 回 ~ 4 回 収 集	届 出 は、 必 要 と し な い。
容 器 包 装 プ ラ ス チ ク ご み	事 業 者	排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル 以 下 の 事 業 者	一 般 家 庭 に お け る 燃 や す ご み の 収 集 方 法 に 同 じ	土 曜 日 お よ び 日 曜 日 を 除 き 月 3 回 ~ 4 回 収 集	御 岳 山 は、 月 3 回 ~ 4 回 収 集 す る。
		排 出 量 が 日 量 4 5 リ ッ ト ル を 超 え る 事 業 者	収 集 対 象 外		

粗大ごみ	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	
せん定枝	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	ごみ減量、資源の有効利用を図る。
有害ごみ 乾電池 蛍光管 スプレー 缶 ライター	一般家庭	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き週1回収集	
	事業者	全事業者	収集対象外	乾電池、蛍光管は、一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
ペットボトル	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

ビ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
カ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
陶 磁 器	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ガ ラ ス	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・ 紙 パ ッ ク 織 維 かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベ ル ト	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

廃食用油	全世帯	リサイクルセンターへの直接搬入	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
小型家電	全世帯	拠点回収 市役所、各市民センター、リサイクルセンター、住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）に設置した回収ボックスから回収する。	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
し 尿	占有者（一般加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として20日に1回	山間部等で収集不可能な地域は、収集対象から除外する。
	特殊占有者（大口加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として30日に1回	浄化槽（放流式）は、収集対象から除外する。
動物の死体	全世帯	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、申込みが認められる場合や路上等発生場所で市が収集する。	随時	飼い主のいる場合は、市で手続後、指定の場所へ持ち込む。ただし、火葬炉に入るものに限る。	

市外に搬出処 理される事業 系一般廃棄物		収 集 対 象 外		
----------------------------	--	-----------	--	--

備考

(1) 集積場所における収集を行う地域等

ア 地形的に戸別収集が困難な地域

イ 共同住宅、長屋、寄宿舎等2戸以上が集合する建築物（市長が
居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。
以下「共同住宅等」という。）

ウ 条例第62条第1項に規定する大規模建築物（以下「大規模建
築物」という。）

(2) 戸別収集（粗大ごみ、せん定枝およびし尿を除く。）および集積場
所による収集にかかる排出方法および排出場所

ア 排出方法

区 分	排 出 方 法	
燃 や す ご み 燃 や さ な い ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	市の指定収集袋に入れて排出する。	
有 害 ご み	透明または半透明の袋に入れて排出する。	
ペ ッ ト ボ ト ル ビ ン ・ カ ン 陶 磁 器 ・ ガ ラ ス	バケツ、箱等の容器に入れ て排出する。割れたガ ラスは透明または半透 明の袋に入れてから、バ ケツ、箱などの容器に入れ て排出する。	状況によっては、 別記様式による 文書を見やすい 位置に添える方 法等により、市が 収集するもので ある旨を明示す るものとする。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・紙パック	ひもで束ねて、または紙 袋に入れて排出する。	
織 維 か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト	透明または半透明の袋 に入れて排出する。	

イ 排出場所

収 集 方 法		排 出 場 所
戸 別 収 集		民有地と公道との境界付近における民有地側の部分
集 積 場 所 にお ける 収 集	地形的に戸別収集が困難な地域	該当居住者が協議の上位置を定め、市長が収集可能と確認した場所（別表第2のとおり）
	共同住宅等	当該共同住宅等の敷地である民有地と公道との境界付近の民有地側の部分で、市長と該当共同住宅等の居住者等が協議の上、市長が収集可能と確認した場所
	大規模建築物	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成16年条例第38号）第21条の規定により市長と締結した協定の内容にもとづき、条例第62条第1項に規定する建設者が設置した同項に規定する廃棄物の保管場所等（別表第3のとおり）

- (3) 条例第30条および第30条の3に規定する所定の場所は、前記(2)イの排出場所とする。
- (4) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- (5) 一般廃棄物の処理を市長に届出し、または申請したものであっても、条例第10条の規定にもとづき、当該一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従わなければならない。
- (6) 市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要に応じて指示する。
- (7) 適正処理困難物については、市では収集しない。
- (8) 一般家庭については、市長が認めた施設を含む。

6 条例第30条の3に規定する特定資源物

条例第30条の3に規定する特定資源物は、ペットボトル、ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトとする。

7 条例第30条の3に規定する市長が指定する者

条例第30条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する特定資源物の収集または運搬を受託した者とする。

8 一般廃棄物の収集・運搬方式

処 理 の 区 分	収 集 ・ 運 搬 方 式	
燃 や す ご み	委 託	
燃 や さ な い ご み		
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み		
粗 大 ご み	直 営 委 託	
せ ん 定 枝		
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	委 託	
ペ ッ ト ボ ト ル		
ビ ン		
カ ン		
陶 磁 器		
ガ ラ ス		
新 聞		
雑 誌 ・ 雑 紙		
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク		
繊 維		
か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト		
廃 食 用 油		直 営
小 型 家 電		直 営
し 尿	し 尿	委 託
	浄 化 槽	許 可
動 物 の 死 体	直 営 委 託	

別表第1（第5項関係）

1 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ、資源物（ビン・カン・ペットボトル・陶磁器・ガラス）の収集日

地区名	該当地区	区分	収集曜日
青 梅 地 区	勝沼1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
	西分町1～3丁目	燃やさないごみ	毎月第1水曜日
	住江町	容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
	本仲町	有害ごみ	毎週水曜日
	上森下町	資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
	裏宿町	資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
	天ヶ瀬町	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
	滝ノ上町		
	大柳町		
長 淵 地 区	日向和田1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
	駒木町1～3丁目	資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
	長淵1～9丁目	資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の火曜日
	友田町1～5丁目	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の火曜日

長 淵 地 区	千ヶ瀬町 1～6 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 水曜日
大 門 地 区	吹 上 野上町 1～4 丁目 大門 1～3 丁目 塩 船 谷 野 木野下 1・2 丁目 今寺 1～5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 月曜日
梅 郷 地 区	畑中 1～3 丁目 和田町 1・2 丁目 梅郷 1～6 丁目 柚木町 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 火曜日

沢井地区	二俣尾 1～5 丁目 沢井 1～3 丁目 御岳 本町 御岳 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の火曜日
御岳山地区	御岳山	燃やすごみ	毎週金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 金曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の金曜日
小曾木地区	富岡 1～3 丁目 小曾木 1～5 丁目 黒沢 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 水曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第 2 週目以降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の水曜日

成 木 地 区	成木 1 ~ 8 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 金曜日
東 青 梅 地 区	東青梅 1 ~ 6 丁目 根ヶ布 1・2 丁目 師岡町 1 ~ 4 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 金曜日
新 町 地 区	新町 1 ~ 9 丁目 末広町 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 木曜日

河 辺 地 区	河辺町 1 ～ 10 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 木曜日
今 井 地 区	藤橋 1 ～ 3 丁目 今井 1 ～ 5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 月曜日

2 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトの収集日

地 区 名	区 分	収 集 曜 日
御岳山地区を除く全地区	新聞	毎月第1水曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2水曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3水曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4水曜日
御 岳 山 地 区	新聞	毎月第1金曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2金曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3金曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4金曜日

3 前記1および2に規定する収集日において当該収集日程にかかる一般廃棄物を排出しようとする者は、午前8時までにこれを排出しなければならない。

別表第2（第5項関係）

地形的に戸別収集が困難な地域における集積場所として市長が収集可能と確認した場所

地区名	集積場所
青梅地区	勝沼2丁目345番地、387番地 裏宿町733番地 天ヶ瀬町1070番地 日向和田2丁目930番地
長淵地区	駒木町1丁目732番地 友田町2丁目677番地、728番地
大門地区	吹上250番地の3 木野下2丁目281番地
小曾木地区	黒沢2丁目985番地の1
成木地区	成木7丁目668番地
東青梅地区	根ヶ布1丁目687番地

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

別表第3（第5項関係）

大規模建築物における保管場所等一覧表

地区名	所在地（名称）
青梅地区	住江町4番地の8（日神パレステージ青梅住江町） 住江町6番地（パテラスクエア青梅） 本町117番地の6（クレアメゾン青梅）
大門地区	大門3丁目4番地の1（モダンインプレス） 野上町2丁目17番地の1（レオパレスエスペランサ野上） 野上町3丁目26番地の5（フォレストフィールドのがみ） 野上町4丁目4番地の6（コスモス） 野上町4丁目5番地の4（グランツ河辺野上町） 野上町4丁目6番地の1（グランティアレ） 野上町4丁目14番地の3（レーヴステージ河辺） 今寺4丁目13番地の7（エスポワール） 今寺5丁目10番地の8（アンジュ東原Ⅰ・Ⅱ）
東青梅地区	東青梅3丁目11番地の10（アイディーコート東青梅） 東青梅4丁目12番地の3（レオパレスプラシード） 東青梅4丁目13番地の8（東青梅4丁目アパート） 東青梅4丁目20番地の3（アンブルールフェールグラ ンドキャスケード） 東青梅5丁目8番地の1（アンビシャス河辺） 東青梅5丁目13番地の1（クリオ河辺） 東青梅5丁目15番地の12（クレイノドミール青梅） 東青梅5丁目16番地の4（レオパレスことぶき）
新町地区	新町1丁目8番地の2（青梅学園） 新町1丁目25番地の14（センチュリー青梅新町） 新町3丁目3番地の5（サンクレイドル小作） 新町3丁目49番地の1（レクセル小作パークス） 新町5丁目37番地の19（レオパレスフラックス） 新町6丁目16番地の2の一部（DPL青梅）

	新町 8 丁目 6 番地の 2 5 (クレーレ小作) 新町 9 丁目 2 0 1 6 番地の 1 2 (ヴェレーナ青梅新町) 末広町 2 丁目 8 番地の 1 (カサーレ青梅末広町)
河 辺 地 区	河辺町 1 丁目 8 3 7 番地の 1 (コンファレー河辺シャインテラス) 河辺町 4 丁目 2 1 番地の 1 0 (日神パレスステージ河辺南) 河辺町 5 丁目 1 8 番地の 4 (サンクレイドル河辺) 河辺町 9 丁目 7 番地の 6 (アンビシャスアベニュー河辺) 河辺町 1 0 丁目 4 番地の 2 (サニーヴィラージュ河辺) 河辺町 1 0 丁目 8 番地の 5 (スカイガーデンタワー)
千ヶ瀬地区	千ヶ瀬町 4 丁目 3 0 7 番地の 1 (サンクレア)

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

持ち去り禁止

この資源物は、青梅市が回収するために排出したものです。

青梅市が指定した者以外の者は、収集したり運搬しないでください。

青梅市告示第106号

令和6年4月1日付け青梅市告示第66号で告示した青梅市一般廃棄物処理計画について、市外に搬出処理される事業系一般廃棄物に追加が生じたことから、青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例（平成5年条例第15号。以下「条例」という。）第28条第2項の規定にもとづき次のとおり告示する。

令和6年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

- 1 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 施行区域 青梅市全域
- 3 一般廃棄物の排出予定 (単位：トン)

区 分	排 出 予 定 量
燃 や す ご み	25,260
燃 や さ な い ご み	941
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,498
粗 大 ご み	1,298
せ ん 定 枝	454
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	91
ペ ッ ト ボ ト ル	488
ビ ン	623
カ ン	289
陶 磁 器	165
ガ ラ ス	50
新 聞	649
雑 誌 ・ 雑 紙	1,169

ダンボール・紙パック	813	
繊維	589	
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および	し尿	915
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物の死体	729 (体)	
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	949	

4 一般廃棄物処理予定

(1) 収集運搬計画

(単位：トン)

区分	処理	予定量
燃やすごみ	25,260	
燃やさないごみ	941	
容器包装プラスチックごみ	1,498	
粗大ごみ	1,298	
せん定枝	454	
有害ごみ (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	93	
ペットボトル	488	
ビン	623	
カン	289	
陶磁器	190	
ガラス	70	
新聞	649	
雑誌・雑紙	1,169	
ダンボール・紙パック	813	
繊維	589	
かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	18	
廃食用油	2	
小型家電	3	
し尿および	し尿	915

浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	1,936
動物	の死体	729(体)
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		949
市外から搬入処理する事業系一般廃棄物		100

備考 処理予定量については、年間の予定量とした。

(2) 中間処理および処分計画

ア 燃やすごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 西多摩衛生組合
- b 所在地 東京都羽村市羽4235番地
- c 形式 全連続燃焼式流動床炉
- d 能力 480トン/日(160トン/日×3炉)
- e 組織団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	20,071
自己搬入	5,189
合計	25,260

(ウ) 残さ予定量および処分方法

- a 残さ(残灰等) 予定量 2,147トン
- b 処分方法 東京たま広域資源循環組合が設置した最終処分場でエコセメント化

(エ) 御岳山については、青梅市設置(3か所4台)の生ごみ処理機にて地元自治会に管理委託し処理

- a 総処理量 16トン
- b 機種 乾燥式 MS-N120G型
- c 能力 約200キログラム/日

イ 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみおよび粗大ごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 青梅市リサイクルセンター
- b 所在地 東京都青梅市新町6丁目9番地の1
- c 能力 48.82トン/日

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
直営および委託業者	2,727
一般廃棄物収集・運搬許可業者	12
粗大ごみ持込み	998
合計	3,737

(ウ) その他

選別処理後のプラスチック容器包装類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定められた方法により処理する。

粗大ごみの中で再生可能なものは、シルバー人材センターリサイクル事業所において再生および販売する。

ウ せん定枝

粗大ごみおよび直接持込みとして回収 454トン

エ 有害ごみ

(ア) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	88
直接持込み	3
合計	91

(イ) 処理方法（委託）

a 乾電池

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

b 蛍光管

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

c スプレー缶

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

d ライター

施設名 長沼商事株式会社

所在地 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7

e 陶磁器

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

f ガラス

施設名 ガラスリソーシング株式会社

所在地 千葉県銚子市春日町740番地の1

オ ペットボトル

資源物として回収 488トン

ペットボトルは、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。

カ ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト、廃食用油および小型家電

資源物として回収 4,370トン

ビンについては、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に定められた方法により処理する。

キ し尿

処理施設

(ア) 施設名 青梅市し尿処理場

(イ) 所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地

(ウ) 処理方法 高負荷膜分離処理

(エ) 能力 18キロリットル／日

(オ) 搬入団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

ク 動物の死体

処理施設

(ア) 施設名 青梅市火葬場内動物炉

- (イ) 所在地 東京都青梅市長淵5丁目743番地
 (ウ) 形式 5号廃棄物焼却炉 富士式動物火葬炉
 直上再燃焼室付台車式 FBN00W1
 (エ) 能力 53キログラム/時間
 (オ) 処理方法 占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、
 火葬により処分する。

ケ 市外に搬出処理される事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
オリックス 資源循環 (株) 寄居 工場	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山313番地	木くず、紙 くず、動物 性残さ、脱 水汚泥、し 渣	297
オリックス 資源循環 (株) 寄居 バイオガス プラント	埼玉県大里郡寄居町大字 西ノ入3050番地23		
バイオエナ ジー(株)	東京都大田区城南島3丁 目4番4号	食品廃棄物	10
(株) Jバ イオフード リサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末 広町2丁目1番5	厨芥	4
(株) アイ ル・クリー ンテック	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山字大谷328番地	給食残さ	179
(株) アク ト・エア総 合リサイク ルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角 田3667番地	厨芥、紙く ず	99
よりいコン ポスト(株)	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山字大谷352番地	脱水汚泥	73

(株) エコ ワスプラン ト	東京都西多摩郡日の出町 平井34番地1	木くず	5
ニューエナ ジーふじみ 野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林 1033番地1	食品廃棄物	42
(株) 西東 京リサイク ルセンター	東京都羽村市緑ヶ丘3丁 目3番地3	食品廃棄物	182
比留間運送 (株) 伊奈 平工場	東京都武蔵村山市伊奈平 3丁目25番地の5	厨芥、木く ず、紙くず	58

コ 市外から搬入処理する事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物 の種類	搬出予定量
青南建設 (株) 青梅 工場	東京都青梅市新町6丁目 8番地の7	木くず	100

5 分別収集する一般廃棄物の種類、収集方法等

区分		対象	収集方法	収集回数 (地区別の収集日程は、別表第1のとおり)	備考
燃 や す み	一般家庭	全世帯	(1) 戸別収集を原則とする。ただし、備考(1)に掲げる地域等においては、集積場所から収集する。 (2) 前号の収集方法にかかる排出方法および排出場所は、備考(2)のとおりとする。	土曜日および日曜日を除き週2回収集	届出は、必要としない。御岳山は週1回収集する。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週2回収集	御岳山は、週1回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		

燃 や さ な い ご み	一般家庭	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	届出は、必要としない。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	御岳山は、月1回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
容器 包装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	一般家庭	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月3回～4回収集	届出は、必要としない。
	事業者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月3回～4回収集	御岳山は、月3回～4回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収集対象外		

粗大ごみ	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	
せん定枝	全世帯	電話予約による戸別収集またはリサイクルセンターへの直接搬入	随時	ごみ減量、資源の有効利用を図る。
有害ごみ 乾電池 蛍光管 スプレー 缶 ライター	一般家庭	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き週1回収集	
	事業者	全事業者	収集対象外	乾電池、蛍光管は、一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
ペットボトル	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

ビ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
カ ン	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
陶 磁 器	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ガ ラ ス	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を除き月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・ 紙 パ ッ ク 織 維 かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベ ル ト	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

廃食用油	全世帯	リサイクルセンターへの直接搬入	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
小型家電	全世帯	拠点回収 市役所、各市民センター、リサイクルセンター、住友金属鉦山アリーナ青梅（総合体育館）に設置した回収ボックスから回収する。	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。	
し 尿	占有者（一般加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として20日に1回	山間部等で収集不可能な地域は、収集対象から除外する。
	特殊占有者（大口加入者）	市長に届出をしたもの	バキューム車による戸別収集	原則として30日に1回	浄化槽（放流式）は、収集対象から除外する。
動物の死体	全世帯	占有者または管理者が自らの責任で行うもののほか、申込みが認められる場合や路上等発生場所で市が収集する。	随時	飼い主のいる場合は、市で手続後、指定の場所へ持ち込む。ただし、火葬炉に入るものに限る。	

市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		収 集 対 象 外		
--------------------	--	-----------	--	--

備考

(1) 集積場所における収集を行う地域等

ア 地形的に戸別収集が困難な地域

イ 共同住宅、長屋、寄宿舎等2戸以上が集合する建築物（市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。

以下「共同住宅等」という。）

ウ 条例第62条第1項に規定する大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）

(2) 戸別収集（粗大ごみ、せん定枝およびし尿を除く。）および集積場所による収集にかかる排出方法および排出場所

ア 排出方法

区 分	排 出 方 法
燃 や す ご み 燃 や さ な い ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	市の指定収集袋に入れて排出する。
有 害 ご み	透明または半透明の袋に入れて排出する。
ペ ッ ト ボ ト ル ビ ン ・ カ ン 陶 磁 器 ・ ガ ラ ス	バケツ、箱等の容器に入れて排出する。割れたガラスは透明または半透明の袋に入れてから、バケツ、箱などの容器に入れて排出する。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・紙パック	ひもで束ねて、または紙袋に入れて排出する。
織 維 か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト	透明または半透明の袋に入れて排出する。

状況によっては、別記様式による文書を見やすい位置に添える方法等により、市が収集するものである旨を明示するものとする。

イ 排出場所

収 集 方 法		排 出 場 所
戸 別 収 集		民有地と公道との境界付近における民有地側の部分
集 積 場 所 にお け る 収 集	地形的に戸別収集が困難な地域	該当居住者が協議の上位置を定め、市長が収集可能と確認した場所（別表第2のとおり）
	共同住宅等	当該共同住宅等の敷地である民有地と公道との境界付近の民有地側の部分で、市長と該当共同住宅等の居住者等が協議の上、市長が収集可能と確認した場所
	大規模建築物	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成16年条例第38号）第21条の規定により市長と締結した協定の内容にもとづき、条例第62条第1項に規定する建設者が設置した同項に規定する廃棄物の保管場所等（別表第3のとおり）

- (3) 条例第30条および第30条の3に規定する所定の場所は、前記(2)イの排出場所とする。
- (4) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。
- (5) 一般廃棄物の処理を市長に届出し、または申請したものであっても、条例第10条の規定にもとづき、当該一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従わなければならない。
- (6) 市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要に応じて指示する。
- (7) 適正処理困難物については、市では収集しない。
- (8) 一般家庭については、市長が認めた施設を含む。

6 条例第30条の3に規定する特定資源物

条例第30条の3に規定する特定資源物は、ペットボトル、ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトとする。

7 条例第30条の3に規定する市長が指定する者

条例第30条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する特定資源物の収集または運搬を受託した者とする。

8 一般廃棄物の収集・運搬方式

処 理 の 区 分	収 集 ・ 運 搬 方 式	
燃 や す ご み	委 託	
燃 や さ な い ご み		
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み		
粗 大 ご み	直 営 委 託	
せ ん 定 枝		
有 害 ご み (乾電池、蛍光管、スプレー缶、ライター)	委 託	
ペ ッ ト ボ ト ル		
ビ ン		
カ ン		
陶 磁 器		
ガ ラ ス		
新 聞		
雑 誌 ・ 雑 紙		
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク		
繊 維		
か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト		
廃 食 用 油		直 営
小 型 家 電		直 営
し 尿	し 尿	委 託
	浄 化 槽	許 可
動 物 の 死 体	直 営 委 託	

別表第1（第5項関係）

1 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ、資源物（ビン・カン・ペットボトル・陶磁器・ガラス）の収集日

地区名	該 当 地 区	区 分	収 集 曜 日
青 梅 地 区	勝沼1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
	西分町1～3丁目	燃やさないごみ	毎月第1水曜日
	住江町	容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
	本仲町	有害ごみ	毎週水曜日
	上森下町	資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
	裏宿町	資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
	天ヶ瀬町	資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
	滝ノ上町		
	大柳町 日向和田1～3丁目		
長 淵 地 区	駒木町1～3丁目 長淵1～9丁目 友田町1～5丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の火曜日

長 淵 地 区	千ヶ瀬町 1～6 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 水曜日
大 門 地 区	吹 上 野上町 1～4 丁目 大門 1～3 丁目 塩 船 谷 野 木野下 1・2 丁目 今寺 1～5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 月曜日
梅 郷 地 区	畑中 1～3 丁目 和田町 1・2 丁目 梅郷 1～6 丁目 柚木町 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 火曜日

沢 井 地 区	二俣尾 1 ~ 5 丁目 沢井 1 ~ 3 丁目 御岳 本町 御岳 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の火曜日
御 岳 山 地 区	御岳山	燃やすごみ	毎週金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の金曜日
小 曾 木 地 区	富岡 1 ~ 3 丁目 小曾木 1 ~ 5 丁目 黒沢 1 ~ 3 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の水曜日

成 木 地 区	成木 1 ~ 8 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物 (ペットボトル)	毎週金曜日
		資源物 (カン・ガラス)	毎月第 1・3・5 週の金曜日
		資源物 (ビン・陶磁器)	毎月第 2・4 週の 金曜日
東 青 梅 地 区	東青梅 1 ~ 6 丁目 根ヶ布 1・2 丁目 師岡町 1 ~ 4 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物 (ペットボトル)	毎週金曜日
		資源物 (カン・ガラス)	毎月第 1・3・5 週の金曜日
		資源物 (ビン・陶磁器)	毎月第 2・4 週の 金曜日
新 町 地 区	新町 1 ~ 9 丁目 末広町 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物 (ペットボトル)	毎週木曜日
		資源物 (カン・ガラス)	毎月第 1・3・5 週の木曜日
		資源物 (ビン・陶磁器)	毎月第 2・4 週の 木曜日

河 辺 地 区	河辺町 1 ～ 10 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 木曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 木曜日
今 井 地 区	藤橋 1 ～ 3 丁目 今井 1 ～ 5 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第 1 月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第 2 週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第 1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第 2・4 週の 月曜日

2 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトの収集日

地 区 名	区 分	収 集 曜 日
御岳山地区を除く全地区	新聞	毎月第1水曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2水曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3水曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4水曜日
御 岳 山 地 区	新聞	毎月第1金曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2金曜日
	ダンボール・紙パック	毎月第3金曜日
	繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト	毎月第4金曜日

3 前記1および2に規定する収集日において当該収集日程にかかる一般廃棄物を排出しようとする者は、午前8時までにこれを排出しなければならない。

別表第2（第5項関係）

地形的に戸別収集が困難な地域における集積場所として市長が収集可能と確認した場所

地区名	集積場所
青梅地区	勝沼2丁目345番地、387番地 裏宿町733番地 天ヶ瀬町1070番地 日向和田2丁目930番地
長淵地区	駒木町1丁目732番地 友田町2丁目677番地、728番地
大門地区	吹上250番地の3 木野下2丁目281番地
小曾木地区	黒沢2丁目985番地の1
成木地区	成木7丁目668番地
東青梅地区	根ヶ布1丁目687番地

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

別表第3（第5項関係）

大規模建築物における保管場所等一覧表

地区名	所在地（名称）
青梅地区	住江町4番地の8（日神パレステージ青梅住江町） 住江町6番地（パテラスクエア青梅） 本町117番地の6（クレアメゾン青梅）
大門地区	大門3丁目4番地の1（モダンインプレス） 野上町2丁目17番地の1（レオパレスエスペランサ野上） 野上町3丁目26番地の5（フォレストフィールドのがみ） 野上町4丁目4番地の6（コスモス） 野上町4丁目5番地の4（グランツ河辺野上町） 野上町4丁目6番地の1（グランティアレ） 野上町4丁目14番地の3（レーヴステージ河辺） 今寺4丁目13番地の7（エスポワール） 今寺5丁目10番地の8（アンジュ東原Ⅰ・Ⅱ）
東青梅地区	東青梅3丁目11番地の10（アイディーコート東青梅） 東青梅4丁目12番地の3（レオパレスプラシード） 東青梅4丁目13番地の8（東青梅4丁目アパート） 東青梅4丁目20番地の3（アンブルールフェールグラ ンドキャスケード） 東青梅5丁目8番地の1（アンビシャス河辺） 東青梅5丁目13番地の1（クリオ河辺） 東青梅5丁目15番地の12（クレイノドミール青梅） 東青梅5丁目16番地の4（レオパレスことぶき）
新町地区	新町1丁目8番地の2（青梅学園） 新町1丁目25番地の14（センチュリー青梅新町） 新町3丁目3番地の5（サンクレイドル小作） 新町3丁目49番地の1（レクセル小作パークス） 新町5丁目37番地の19（レオパレスフラックス） 新町6丁目16番地の2の一部（DPL青梅）

	新町 8 丁目 6 番地の 2 5 (クレーレ小作) 新町 9 丁目 2 0 1 6 番地の 1 2 (ヴェレーナ青梅新町) 末広町 2 丁目 8 番地の 1 (カサーレ青梅末広町)
河 辺 地 区	河辺町 1 丁目 8 3 7 番地の 1 (コンファレー河辺シャインテラス) 河辺町 4 丁目 2 1 番地の 1 0 (日神パレステージ河辺南) 河辺町 5 丁目 1 8 番地の 4 (サンクレイドル河辺) 河辺町 9 丁目 7 番地の 6 (アンビシャスアベニュー河辺) 河辺町 1 0 丁目 4 番地の 2 (サニーヴィラージュ河辺) 河辺町 1 0 丁目 8 番地の 5 (スカイガーデンタワー)
千ヶ瀬地区	千ヶ瀬町 4 丁目 3 0 7 番地の 1 (サンクレア)

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

持ち去り禁止

この資源物は、青梅市が回収するために排出したものです。

青梅市が指定した者以外の者は、収集したり運搬しないでください。

第2章 ごみ収集処理

1 ごみの分別形態別排出方法

区 分		排 出 方 法		有料・無料別	収 集 日
家	燃 や す ご み	収集日の朝8時までに、家庭系指定収集袋に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。		有 料 (指定収集袋を購入し排出する)	週 2 回 (御岳山は週1回)
	燃 や さ ない ご み				月 1 回 第 1 週
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み				第 1 週 を 除 く 各 週 1 回
害	有 電 光 管 球	収集日の朝8時までに、割れないよう箱、透明または半透明の袋に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。		無 料	週 1 回
	乾 電 池 水 銀 体 温 計 ラ イ タ ー カ セ ッ ト 式 ガ ス ボ ン ベ ス プ レ ー 缶	収集日の朝8時までに、透明または半透明の袋に入れて、自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。			
庭	粗 大 ご み	自 宅 回 収	電話で申し込みをし、収集日に自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。(令和7年2月よりLINE申込みを開始)	有 料	随 時
		直 接 持 込	リサイクルセンターへ持ち込む。		平日月曜日～金曜日 および日曜日
系	ご	カ ン	収集日の朝8時までに、バケツや箱などの容器に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。 ○割れたガラスは透明または半透明の袋に入れたうえでバケツや箱などの容器に入れる。	無 料	第 1・3・5 週
		ビ ン			第 2・4 週
		ペ ッ ト ボ ト ル			週 1 回
		ガ ラ ス			第 1・3・5 週
		陶 磁 器			第 2・4 週
	資 源 ぐ み	新 聞 折 込 チ ラ シ	収集日の朝8時までに、自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。 ○新聞・折込チラシは一緒に紐で縛る。	無 料	第 1 水 曜 日
		雑 誌 雑 紙	○雑誌・雑紙は紐で縛るか紙袋に入れ、口があかないよう紐で縛る。		第 2 水 曜 日
		ダ ン ボ ー ル 紙 パ ッ ク	○ダンボール・紙パックは別々に紐で縛る。		第 3 水 曜 日
	織 維 類 (か ば ん 靴 ・ ベ ル ト ・ ぬ い ぐ る み 含 む)	○繊維類は種類ごとに透明または半透明の袋に入れる。		第 4 水 曜 日	
	廃 食 用 油	リサイクルセンターへ持ち込む。	無 料	平日月曜日～金曜日 および日曜日	
	小 型 家 電	市役所、住友金属鉱山アリーナ青梅(総合体育館)、リサイクルセンターまたは11市民センターに設置してある回収ボックスに入れる。	無 料	施設の開館時間中	
事 業 系 ぐ み	少 量 排 出 事 業 所	排出量が日量450以下の事業者		有 料 (指定収集袋を購入し排出する)	家 庭 ぐ む の 収 集 日 と 同 じ
	燃 や す ご み 燃 や さ ない ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	収集日の朝8時までに、事業系指定収集袋に入れて事業所敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。			
	多 量 排 出 事 業 所	排出量が日量450を超える事業者		有 料	市 は 収 集 し ない
	燃 や す ご み 燃 や さ ない ご み	事業者自らまたは収集運搬許可業者が、市が指定した処理施設へ搬入する。			

2 清掃手数料

(1) ごみ処理手数料

平成22年10月1日改訂

指定収集袋のサイズ ※手数料は1組10枚入りの金額		大 袋	中 袋	小 袋	特 小 袋
		400相当 (事業系は 450相当)	200相当	100相当 (事業系は 22.50相当)	50相当
家庭系 廃棄物	燃 や す ご み	600 円	300 円	150 円	70 円
	燃 や さ ない ご み	480 円	240 円	120 円	60 円
	容器包装プラスチックごみ	300 円	150 円	70 円	
事業系 一般廃棄物	排出量が日 量 450以下 の 事 業 者 (排出制限有)	燃 や す ご み	1,610 円	/	805 円
		燃 や さ ない ご み			
		容器包装プラ スチックごみ			
	排出量が日量 450 を 超 え る 事 業 者	1kg につき 30 円 (マニフェスト制度)			
粗大 ごみ	一般家庭から排出された も の に 限 る	品目別に定める			

(2) し尿処理手数料

事業活動等によるくみ取り ま た は 水 洗 式	1 リットルにつき 15 円 下水道未整備地区は月に 1800 まで無料
普 通 く み 取 り	1 人月額 600 円 下水道未整備地区は無料

(3) 動物死体処理手数料

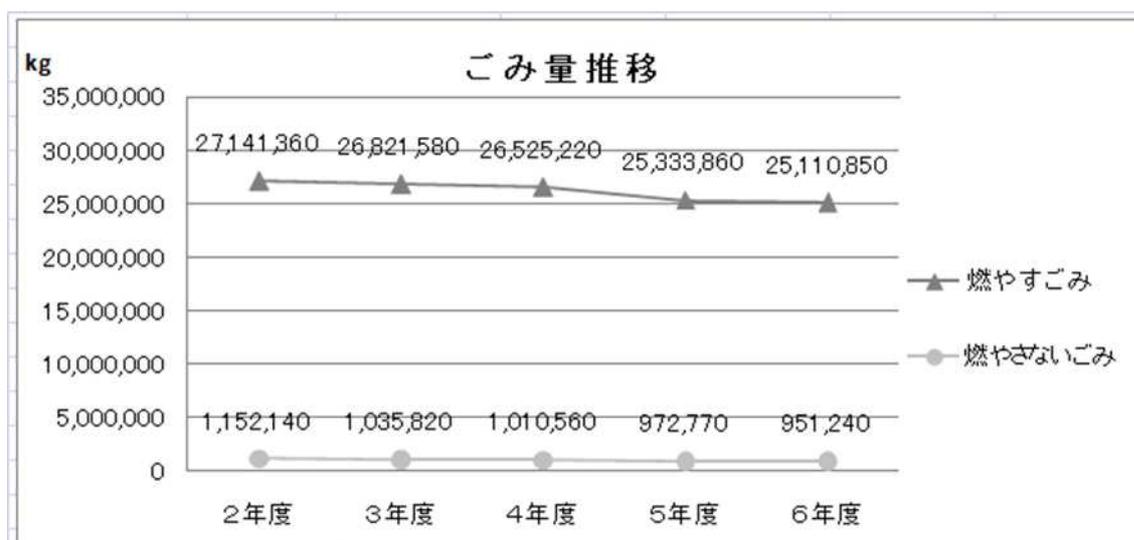
自 宅 収 集	1 体につき 4,000 円
持 ち 込 み	1 体につき 2,000 円

3 ごみ収集の実績

(単位：kg)

区	分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
燃やすごみ	収集量	21,647,700	21,239,120	20,978,730	20,176,720	19,989,300
	持込量	5,493,660	5,582,460	5,546,490	5,157,140	5,121,550
	小計	27,141,360	26,821,580	26,525,220	25,333,860	25,110,850
燃やさないごみ	収集量	1,136,070	1,016,290	984,710	950,020	927,250
	持込量	16,070	19,530	25,850	22,750	23,990
	小計	1,152,140	1,035,820	1,010,560	972,770	951,240
容器包装プラスチックごみ	収集量	1,674,040	1,669,400	1,619,510	1,564,160	1,545,630
粗大ごみ	収集量	355,720	339,350	313,120	299,400	270,640
	持込量	1,400,100	1,213,050	1,095,390	1,028,310	1,036,820
	小計	1,755,820	1,552,400	1,408,510	1,327,710	1,307,460
資源ごみ	収集量	5,867,930	5,527,365	5,145,551	4,911,173	4,681,380
	持込量	564,250	485,385	506,590	500,520	502,300
	小計	6,432,180	6,012,750	5,652,141	5,411,693	5,183,680
収集量計	30,681,460	29,791,525	29,041,621	27,901,473	27,414,200	
持込量計	7,474,080	7,300,425	7,174,320	6,708,720	6,684,660	
合計		38,155,540	37,091,950	36,215,941	34,610,193	34,098,860

※ 有害ごみは、燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみに含まれる。



4 ごみ処理の内訳

(単位：t)

年 度	中 間 処 理		最 終 処 分	
	西多摩衛生組合 環境センター	青梅市リサイクル セ ン タ ー	東京たま広域資源循環組合 (二ツ塚処分場)	
	焼 却 処 理	破 碎 選 別 資 源 化 処 理	エコセメント化 焼却残渣重量	埋め立て処理 不燃残渣重量
2	29,366	10,936	2,316	0
3	28,828	10,248	2,356	0
4	28,392	9,616	2,337	0
5	27,184	9,193	2,175	0
6	26,927	8,988	2,266	0

※ 西多摩衛生組合の焼却処理には、RCの破碎選別資源化処理の可燃性残渣を含む。

5 総資源化量の推移

(単位：t)

年 度	総ごみ量	集 団 回 収 量	資 源 化 量 内 訳			資 源 化 率 (%)	
			資源ごみ	容器包装 プラスチックごみ	収集後 資源化量	総資源化率	ごみ資源化率
2	38,156	2,415	6,071	1,335	3,977	34.0	29.8
3	37,092	2,484	5,622	1,399	3,756	33.5	29.1
4	36,216	2,566	5,310	1,369	3,651	33.3	28.5
5	34,610	2,441	5,255	1,340	3,172	32.9	28.2
6	34,098	2,289	5,096	1,266	3,231	32.7	28.1

※ 資源ごみ・容器包装プラスチックごみ

資源ごみ・容器包装プラスチックごみから焼却処理したものを除いたもの。また、焼却灰は収集後資源化量に含む。

※ 収集後資源化量

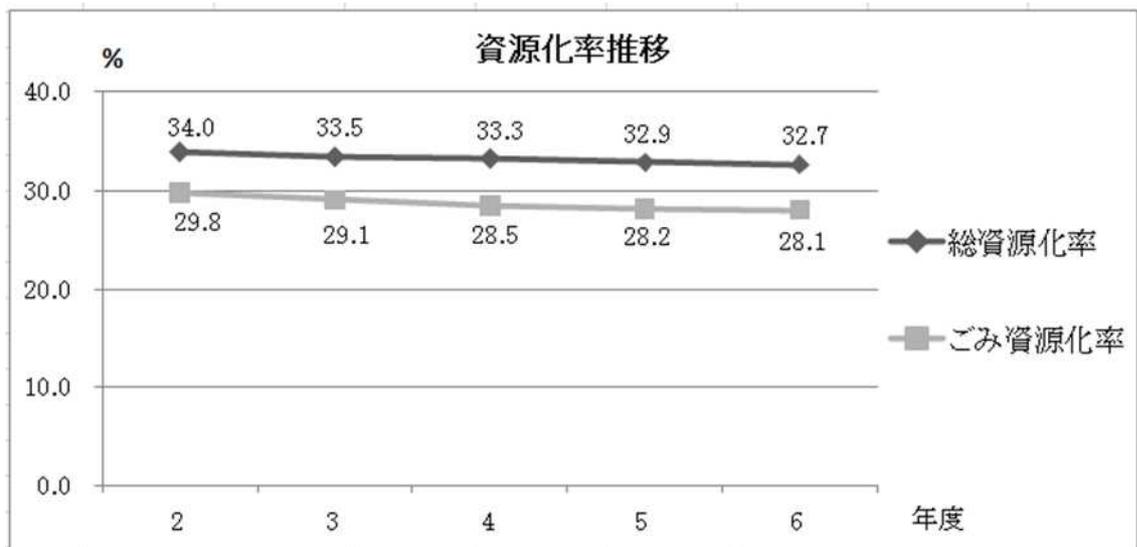
青梅市リサイクルセンターにおいて、燃やさないごみや粗大ごみ等から手選別などによって選別された資源物の量

※ 総資源化率

(集団回収量+資源ごみ+容器包装プラスチックごみ+収集後資源化量)÷(集団回収量+総ごみ量)

※ ごみ資源化率

(資源ごみ+容器包装プラスチックごみ+収集後資源化量)÷総ごみ量



6 ごみ収集車両等の推移

(1) 直営収集車両台数

年度	軽自動車
2	1
3	2
4	2
5	2
6	2

(2) 委託収集車両台数

年度	パッカー車	平ボディー車	計
2	3 9	1 6	5 5
3	3 9	1 6	5 5
4	3 9	1 6	5 5
5	3 9	1 6	5 5
6	3 9	1 6	5 5

(3) リサイクルセンター所有車両台数

年度	ホイールローダー車	軽自動車	計
2	1	1	2
3	1	1	2
4	1	1	2
5	1	1	2
6	1	1	2

7 指定収集袋関係の実績

(1) 有料ごみ袋製作配送等委託

(単位：枚)

区		分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
家 庭 系	燃やすごみ	大	1,505,200	1,522,650	1,765,430	1,772,420	1,514,380	
		中	3,042,630	2,845,740	3,622,390	3,417,810	2,687,970	
		小	1,304,630	1,331,490	1,521,560	1,491,380	1,274,750	
		特小	366,520	382,390	463,030	480,010	418,890	
	燃やさないごみ	大	135,970	132,820	159,060	146,170	134,680	
		中	151,680	146,800	162,810	179,830	128,480	
		小	55,930	58,020	63,560	59,440	51,490	
		特小	30,610	23,120	32,870	36,540	30,040	
	容器包装プラスチックごみ	大	549,530	589,980	682,880	601,070	533,610	
		中	1,464,290	1,245,190	1,688,600	1,441,040	1,202,540	
		小	296,250	304,030	366,420	325,310	291,750	
	事 業 系	燃やすごみ	大	98,610	108,880	150,900	127,800	105,610
小			11,000	13,830	20,330	15,000	10,580	
燃やさないごみ		大	4,970	7,240	8,800	8,400	6,340	
		小	350	2,300	6,450	5,900	2,100	
容器包装プラスチックごみ		大	15,130	19,020	22,280	19,450	14,280	
		小	0	300	0	2,100	2,300	
福 祉		燃やすごみ	大	204,910	196,530	278,760	249,270	218,100
			小	76,700	56,890	94,590	76,990	75,780
		燃やさないごみ	大	4,330	4,670	6,810	5,700	240
			小	0	640	260	600	130
		容器包装プラスチックごみ	大	8,750	15,240	19,930	16,200	9,900
			小	3,500	3,220	8,250	7,200	6,480
ボランティア	燃やすごみ	大	30,000	31,500	43,000	40,000	32,000	
	燃やさないごみ	大	3,500	5,500	7,500	7,000	5,000	

(2) 有料ごみ袋取扱事務委託

(単位：組)

区	分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	種	類 単価						
家庭系	燃やすごみ	大	600	171,762	151,863	151,658	151,803	151,367
		中	300	298,258	275,328	269,272	264,153	265,738
		小	150	144,930	132,625	128,640	126,655	126,255
		特小	70	42,337	38,148	37,160	41,056	41,736
	燃やさないごみ	大	480	20,434	13,142	13,912	12,913	13,383
		中	240	25,330	13,738	14,097	13,045	12,765
		小	120	14,031	5,618	5,800	5,414	5,094
		特小	60	7,322	2,261	2,598	3,010	2,945
	容器包装プラスチックごみ	大	300	66,912	58,987	55,683	55,433	53,516
		中	150	132,011	116,912	113,970	112,673	115,091
		小	70	41,427	30,165	30,117	29,735	28,850
	事業系	燃やすごみ	大	1,610	10,076	8,775	8,973	8,358
小			805	2,170	1,252	1,493	1,265	968
燃やさないごみ		大	1,610	1,634	564	555	431	544
		小	805	1,296	230	45	20	180
容器包装プラスチックごみ		大	1,610	2,580	1,715	1,468	1,639	1,263
		小	805	1,154	120	190	200	170

※ 令和7年3月末現在の指定収集袋取扱店は、148店舗。

8 動物死体処理実績

(単位：件)

区 分		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		収 集	持 込	収 集	持 込	収 集	持 込	収 集	持 込	収 集	持 込
有 料	犬	21	147	17	124	17	125	23	99	14	92
	猫	16	118	17	126	29	93	27	119	22	111
	その他	5	46	4	40	8	49	4	45	10	49
計		353		328		321		317		298	
無 料		360		480		424		397		466	
合 計		713		808		745		714		764	

9 粗大ごみ処理実績

(単位：件、品)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 集	件 数	9,700	9,140	8,438	7,926	7,671
	収 集 数	33,171	31,501	26,610	25,041	23,263
個人持込	件 数	77,267	70,361	63,943	62,262	61,991
	持 込 数	236,111	217,408	189,754	187,630	185,388
御 岳 山	収 集 数	88	187	113	65	64

※ せん定枝を含む。

10 不法投棄処理実績

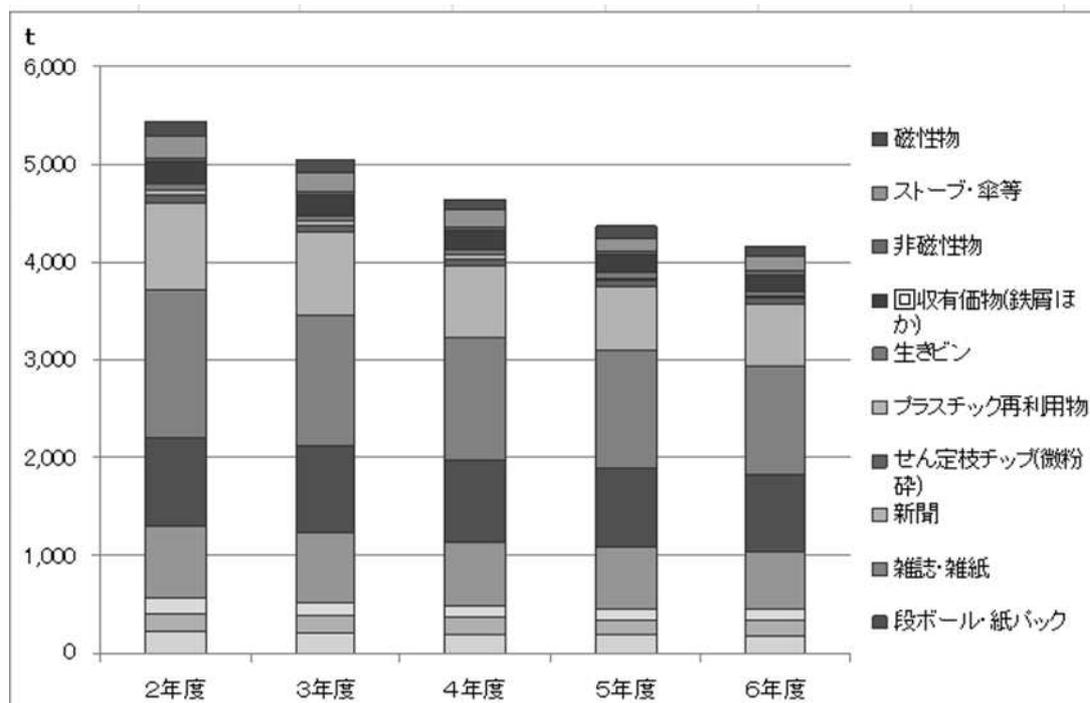
(単位：件、品)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件 数		350	292	280	207	162
収 集 数		968	661	792	624	517

1 1 リサイクルセンターにおける有価物等の処理状況

(単位：t)

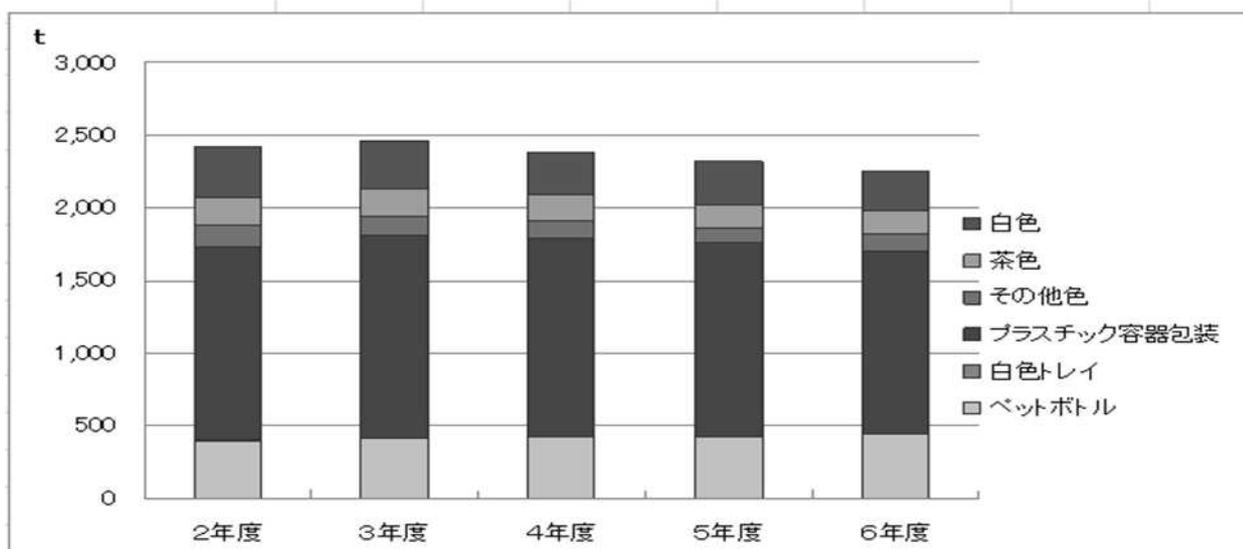
項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
破 碎 磁 性 物 (無 価)	114.79	81.91	67.73	64.09	51.75	
プレス磁性物(鉄プレス)	48.57	46.44	38.73	45.07	31.35	
廃 自 転 車 等	43.59	35.95	33.11	26.44	25.76	
ス ト ー ブ ・ 傘 等	213.24	187.61	172.77	146.60	166.88	
ア ル ミ	プ レ ス	23.53	17.48	16.49	15.64	13.22
	ガ ラ	19.00	22.48	20.48	18.81	20.96
回収有価物(鉄屑ほか)	218.88	215.17	194.32	178.88	173.56	
生 き ビ ン	64.96	46.06	55.54	61.77	50.24	
綿 布 団	1.19	0.00	1.01	2.21	1.14	
羽 毛 布 団 等	8.22	7.46	7.18	6.11	5.95	
プラスチック再利用物(有価)	64.26	51.45	41.99	0.20	0.00	
プラスチック再利用物(無価)				18.64	7.51	
家 電 製 品 等	11.95	13.73	11.96	14.98	12.53	
小 型 家 電 (有 価)	151.59	143.18	38.42	35.46	35.42	
小 型 家 電 (無 価)			90.82	87.45	90.12	
せん定枝チップ(微粉碎)	68.53	69.87	64.84	54.84	75.92	
廃 食 用 油	2.97	1.93	2.35	2.30	2.15	
充 電 式 電 池	0.08	0.07	0.10	0.56	1.32	
新 聞	881.18	840.15	736.36	664.75	619.35	
雑 誌 ・ 雑 紙	1,524.41	1,342.25	1,260.55	1,206.56	1,118.02	
段ボール・紙パック	898.79	885.78	835.78	809.73	779.79	
織 維 類	748.20	717.60	647.58	621.31	593.93	
カ ン	ス チ ー ル	150.78	133.71	124.19	111.93	110.95
	ア ル ミ	184.59	181.93	177.61	169.60	168.39
合 計	5,443.30	5,042.21	4,639.91	4,363.93	4,156.21	



1 2 リサイクルセンターにおける容器包装リサイクル法処理状況

(単位：t)

項	目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
カレット	白色	350.70	328.18	293.80	288.32	271.14
	茶色	189.40	187.24	172.24	157.79	153.28
	その他色	144.75	135.95	119.83	108.77	120.80
プラスチック製容器包装		1,332.24	1,396.61	1,366.45	1,336.74	1,262.82
白色トレイ		2.96	2.35	3.49	2.87	2.74
ペットボトル		398.54	411.07	423.19	419.91	440.83
合計		2,418.59	2,461.40	2,379.00	2,314.40	2,251.61

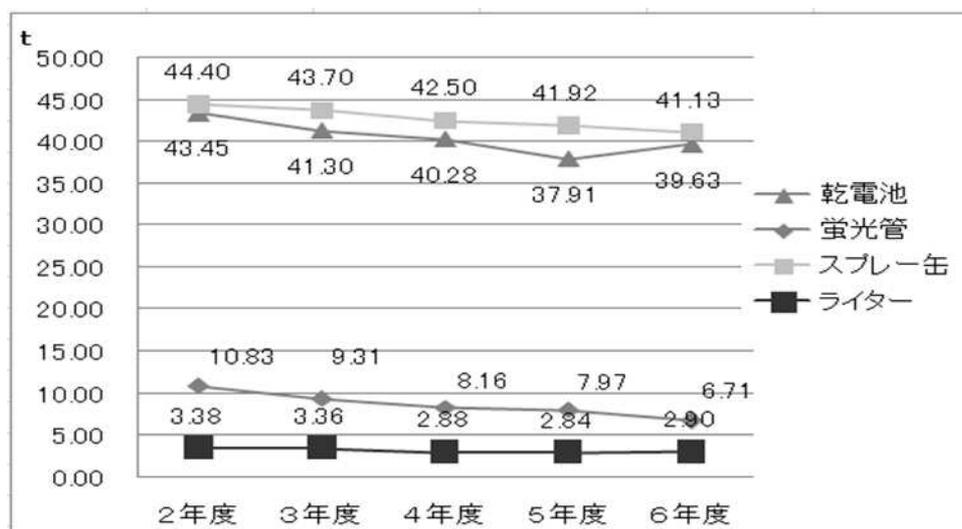


1 3 リサイクルセンターにおける有害ごみの処理状況

(単位：t)

年	度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
乾電池	回収量	43.45	41.30	40.28	37.91	39.63
蛍光管	回収量	10.83	9.31	8.16	7.97	6.71
スプレー缶	回収量	44.40	43.70	42.50	41.92	41.13
ライター	回収量	3.38	3.36	2.88	2.84	2.90
合計		102.06	97.67	93.82	90.64	90.37

※令和2年度より、スプレー缶およびライターを有害ごみとして計上。

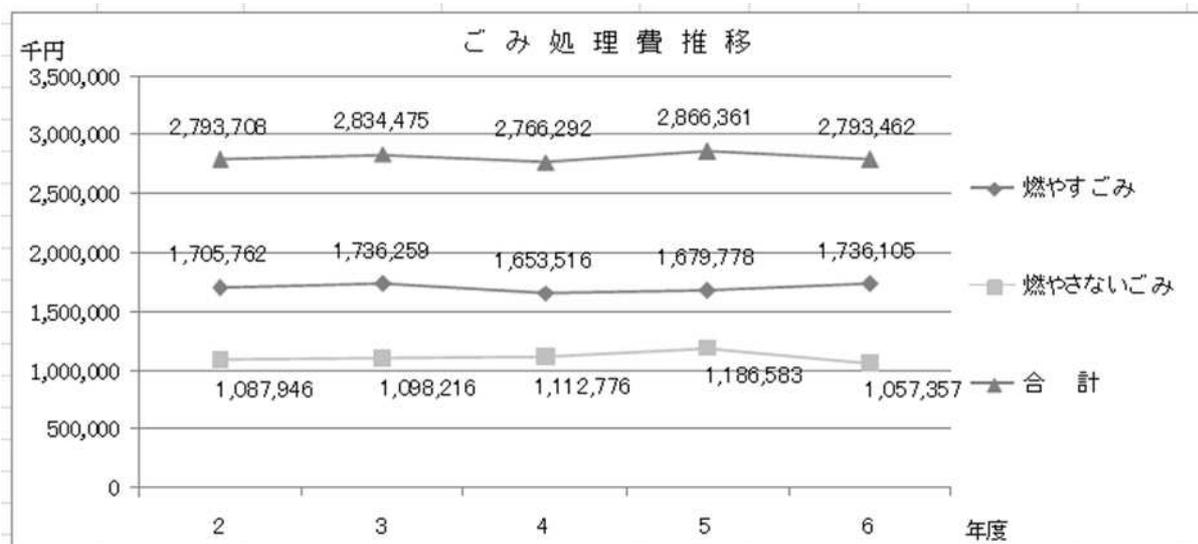


1.4 ごみ処理費

(1) ごみ処理費

(単位：千円)

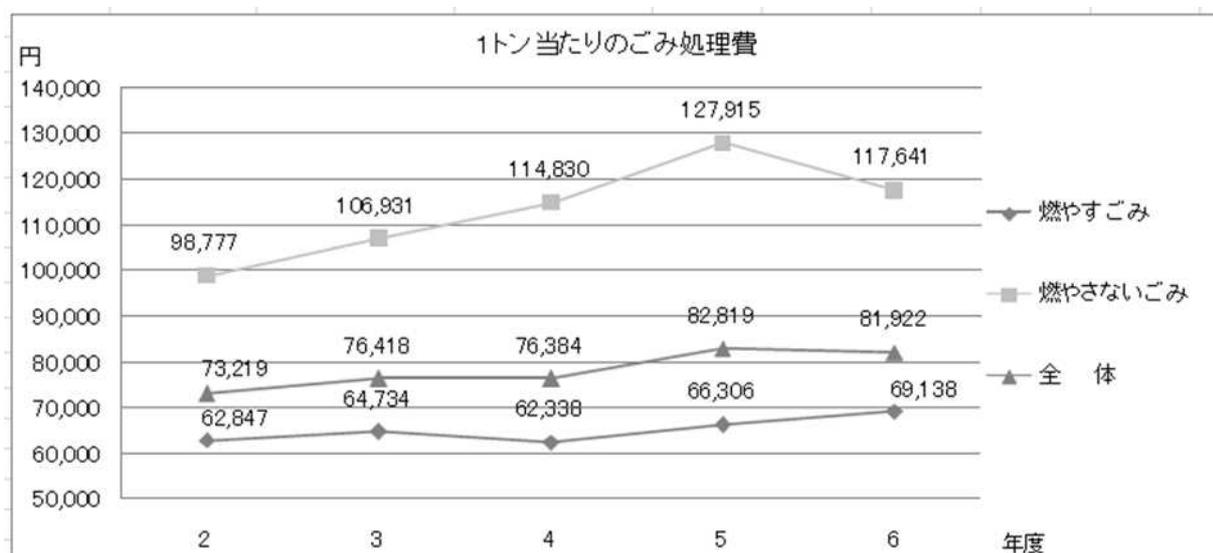
年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	合計
2	1,705,762	1,087,946	2,793,708
3	1,736,259	1,098,216	2,834,475
4	1,653,516	1,112,776	2,766,292
5	1,679,778	1,186,583	2,866,361
6	1,736,105	1,057,357	2,793,462



(2) 1トン当たりのごみ処理費

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	全体
2	62,847	98,777	73,219
3	64,734	106,931	76,418
4	62,338	114,830	76,384
5	66,306	127,915	82,819
6	69,138	117,641	81,922

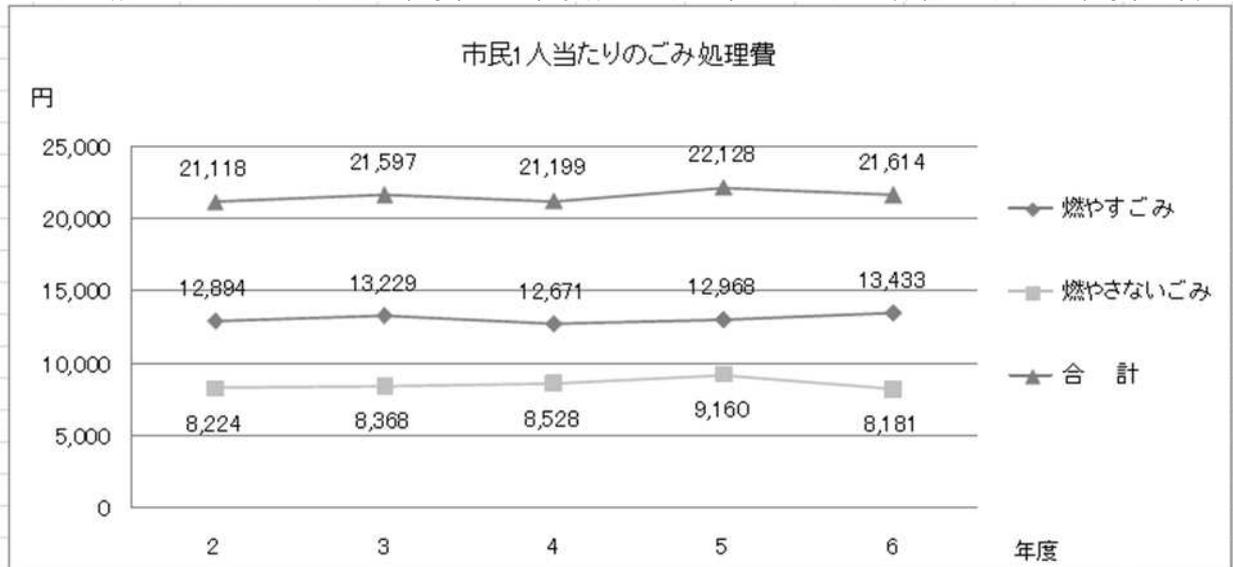


(3) 市民1人当たりのごみ処理費

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	合計
2	12,894	8,224	21,118
3	13,229	8,368	21,597
4	12,671	8,528	21,199
5	12,968	9,160	22,128
6	13,433	8,181	21,614

※ 燃やさないごみ処理経費には、資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみ処理経費を含む。



1 5 一般廃棄物処理手数料および清掃費

(1) 一般廃棄物処理手数料および清掃費

(単位：円)

年度	一般廃棄物処理手数料 (歳入)	清掃費 (歳出)
	ごみ処理手数料	廃棄物対策費
2	487,515,516	3,022,417,167
3	480,214,121	3,083,078,583
4	482,306,431	3,022,953,123
5	457,774,316	3,110,093,678
6	452,526,329	3,035,258,163

※ 廃棄物対策費には、し尿処理費が含まれる。

(2) 主な経費

ア ごみ収集運搬委託料

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	御岳山地区	計
2	414,147,360	201,352,800	294,804,840	4,232,800	914,537,800
3	416,343,904	202,422,792	296,975,950	4,232,800	919,975,446
4	418,827,614	203,540,462	299,211,292	4,360,840	925,940,208
5	437,661,543	214,095,459	317,767,468	4,278,560	973,803,030
6	449,282,993	221,920,696	332,603,363	4,278,560	1,008,085,612

イ 指定収集袋委託料

(単位：円)

年度	有料ごみ袋製作配送等委託料	有料ごみ袋取扱事務委託料
2	83,532,797	37,014,574
3	78,526,766	31,791,851
4	96,197,021	31,367,587
5	73,411,392	30,941,594
6	63,284,943	30,540,538

※ 有料ごみ袋取扱事務委託料は、取扱金額に0.11を乗じた額。

ウ 美化デーごみ収集運搬およびその他清掃委託料

(単位：円)

年度	美化デーごみ 収集運搬委託	その他清掃委託		
		駅前清掃	観光地清掃	多摩川河川敷清掃等
2	2,227,500	1,252,104	0	1,542,200
3	2,211,000	1,252,104	0	1,762,750
4	2,376,000	1,286,404	0	1,762,750
5	2,425,500	1,286,404	0	1,762,750
6	2,431,000	1,401,064	0	1,808,400

エ ごみ処理施設負担金

(単位：円)

年度	西多摩衛生組合負担金	東京たま広域資源循環組合負担金	計
2	861,776,000	293,539,000	1,155,315,000
3	921,449,000	264,970,000	1,186,419,000
4	821,425,000	265,721,000	1,087,146,000
5	834,342,000	274,720,000	1,109,062,000
6	883,993,000	278,837,000	1,162,830,000

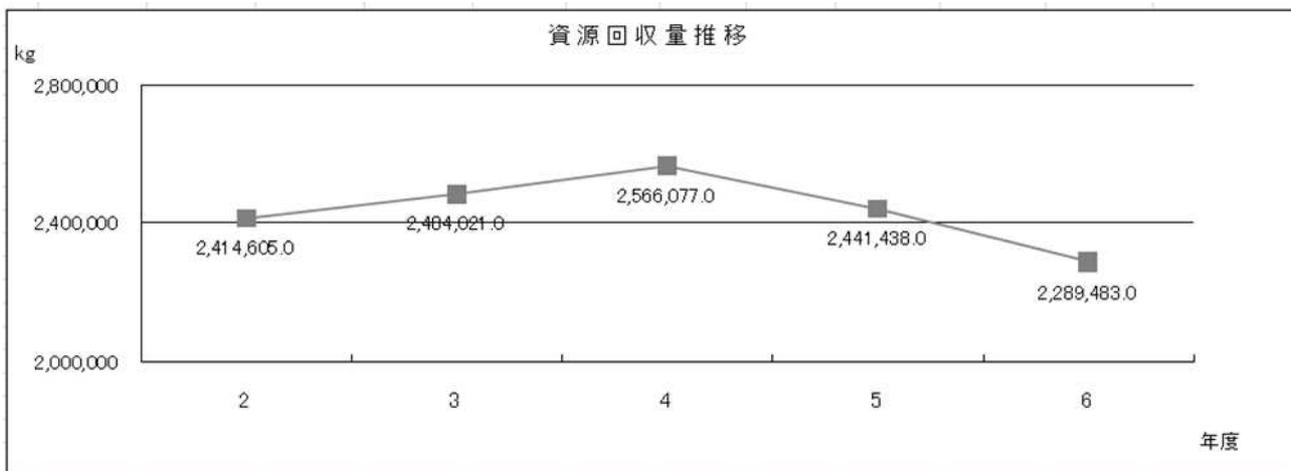
1 6 集団回収による資源回収量および報償金等交付状況

(1) 資源回収量

(単位：kg)

年度	新聞	雑誌・雑紙	紙パック	ダンボール	繊維類	くず鉄類	アルミ	1.8Lびん	ビールびん(大びん)	その他のびん	合計
2	807,737	640,411	14,275	518,084	122,499	44,048	53,363	16,142.0	2,560.0	195,486.0	2,414,605.0
3	824,805	659,912	14,568	543,525	129,996	42,493	53,833	16,774.0	1,695.0	196,420.0	2,484,021.0
4	840,685	666,117	15,418	590,009	132,738	41,239	55,431	16,975.0	1,800.0	205,665.0	2,566,077.0
5	784,013	618,691	14,426	580,220	123,655	38,618	56,887	16,880.0	3,128.0	204,920.0	2,441,438.0
6	710,142	589,106	13,892	555,348	116,451	37,656	54,609	15,766.0	2,919.0	193,594.0	2,289,483.0

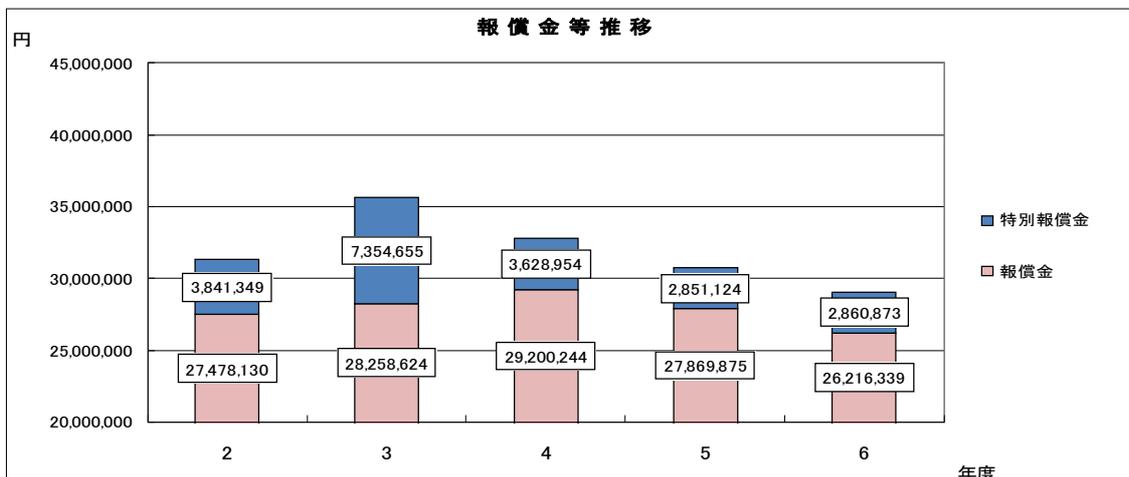
※平成30年4月1日単価(円/kg)改定：新聞9円、雑誌・雑紙13円、紙パック13円、ダンボール11円、繊維類11円、くず鉄類8円、アルミ20円、1.8Lびん16円、ビールびん(大びん)16円、その他のびん15円



(2) 報償金等

年度	実施団体数	特別報償金該当団体数	実施回数	報償金(円)	特別報償金(円)
2	138	110	1,419	27,478,130	3,841,349
3	141	121	1,483	28,258,624	7,354,655
4	144	158	1,588	29,200,244	3,628,954
5	156	108	1,622	27,869,875	2,851,124
6	153	111	1,604	26,216,339	2,860,873

※特別報償金は、年間10回以上実施した団体に交付。

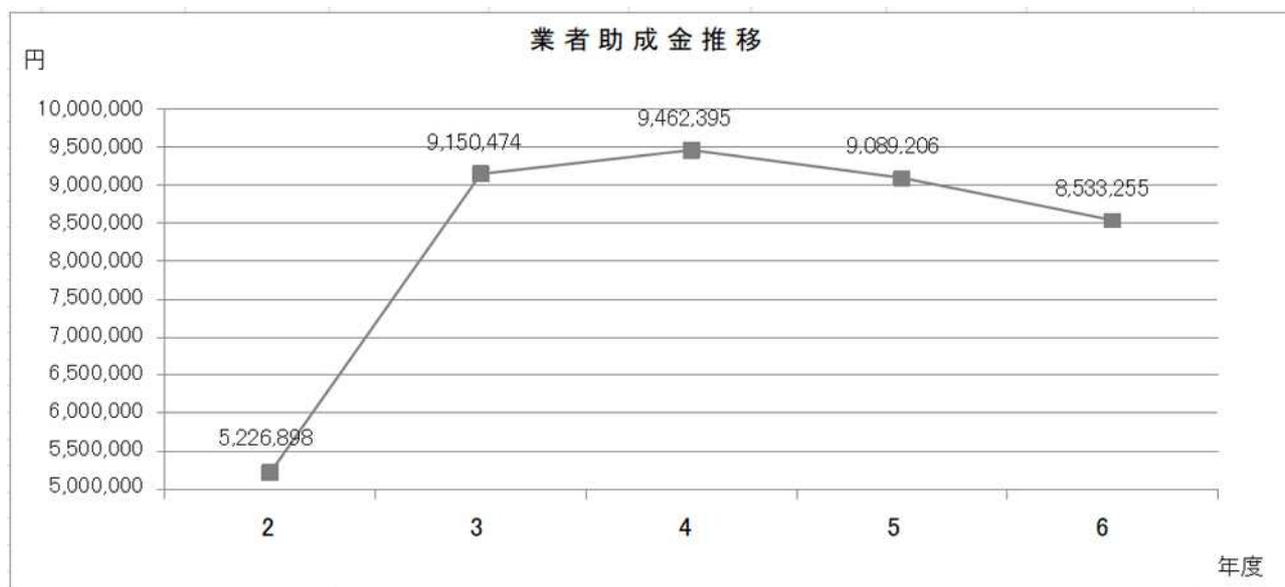


(3) 業者助成金

(単位：kg)

年度	回 収 量 (単位:kg)										助成金額 (円)	実施 回数 (回)	回収 業者 (社)
	新聞	雑誌 ・ 雑紙	紙パック	ダンボ ール	繊維類	くず鉄 類	1.8Lび ん	ビール びん (大び ん)	その他 のびん	計			
	2円	3円	3円	3円	5円	5円	4円	4円	16円				
2	186,405	150,199	13,805	124,245	120,089	43,758	15,999	2,400	194,856	851,756.0	5,226,898	1,454	12
3	786,885	634,822	14,018	525,115	126,156	42,463	16,662	1,694	196,145	2,343,960.0	9,150,474	1,522	11
4	798,085	638,917	14,618	565,279	128,368	41,179	16,857	1,715	205,485	2,410,503.0	9,462,395	1,620	11
5	742,593	588,471	13,936	549,740	118,885	38,638	16,873	3,130	204,997	2,277,263.0	9,089,206	1,647	11
6	668,692	558,106	13,442	523,608	110,721	37,616	15,740	2,903.5	193,384	2,124,212.5	8,533,255	1,626	11

※令和3年1月1日に単価改定。



第3章 し尿処理

1 し尿処理の概要

西多摩衛生組合によるし尿処理が平成8年5月をもって終了したことに伴い、青梅市、福生市、瑞穂町の3市町共同で建設した青梅市し尿処理場が、平成8年6月1日から稼動、平成31年3月に基幹的設備改良工事が完了した。平成31年4月からは新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始した。管理運営については全面委託で行っている。

(1) し尿処理場の規模

処理方式は、高負荷膜分離処理方式で、1日18キロリットルのし尿の処理能力を有し、処理により発生した脱水汚泥は堆肥化施設へ運搬している。臭気については活性炭吸着脱臭や、酸、アルカリによる脱臭処理を行っている。

また、施設のすべてを室内に収めたほか、建物の形状、色彩についても周囲の環境に調和するよう配慮した施設となっている。

(2) し尿処理量

(単位：kg)

年度	青梅市	福生市	羽村市	瑞穂町	計
2	1,196,430	61,940	45,700	233,370	1,537,440
3	1,113,570	69,500	51,830	217,240	1,452,140
4	1,150,310	71,680	72,530	203,410	1,497,930
5	1,013,470	61,550	60,540	205,490	1,341,050
6	944,350	64,390	71,600	177,390	1,257,730

2 し尿収集量および委託料の推移

(1) 収集件数、収集量および収集車両台数

(単位：件、kg、台)

年度	件数	収集量	収集車両台数 (バキュームカー)
		し尿処理場	
2	6,266	3,658,700	2
3	5,885	3,258,740	2
4	5,877	3,196,360	2
5	5,757	3,031,170	2
6	5,136	3,018,570	2

(2) し尿収集運搬委託料

(単位：円)

年度	一般	御岳山	計	一般1ヶ月当たり単価	御岳山1kg当たり単価
2	42,912,389	8,619,240	51,531,629	3,575,000	33.25
年度	一般	御岳山	計	一般1ヶ月当たり単価	御岳山1日当たり単価
3	43,512,480	10,915,646	54,428,126	3,626,040	273,285
4	43,546,800	11,472,596	55,019,396	3,628,900	273,551
5	44,064,240	12,262,518	56,326,758	3,672,020	279,474
6	44,220,000	10,911,604	55,131,604	3,685,000	303,100

3 し尿処理経費の推移

(1) し尿収集経費とし尿処理経費

(単位：円)

年度	し尿収集経費	し尿処理経費
2	52,143,591	77,400,115
3	54,868,243	68,070,122
4	55,595,820	86,265,628
5	56,775,306	84,648,210
6	55,649,185	92,991,824

(2) し尿処理業務委託料

年度	し尿処理 業務委託料 (単位：円)	内 訳 (単位：千円)				
		し尿処理	脱水汚泥 処分	脱水汚泥 運搬	脱水汚泥 分析試験	その他
2	41,678,797	34,491	3,625	2,718	528	317
3	40,432,939	33,861	3,280	2,460	544	288
4	40,181,689	34,003	3,053	2,298	544	284
5	39,085,731	33,945	2,915	1,942		284
6	41,636,412	33,458	5,654	2,239		285

4 浄化槽清掃および設置に関する経費

(単位：件、円)

年度	浄化槽清掃料金軽減措置経費	
	件数	金額
2	58	785,520
3	45	610,610
4	43	572,120
5	47	641,440
6	43	574,540

第4章 資料

1 清掃事業のあゆみ

年度	ごみ収集	し尿収集
昭和 26	<ul style="list-style-type: none"> ・旧青梅町区域の大部分2,844世帯（全体の約42%）を収集対象とし、うち1,350世帯を直営による戸別収集を開始する。（集めたごみは、手引車で河辺地内（現東青梅4丁目）の野外焼却場に搬入する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集同様、旧青梅町区域2,844世帯を収集対象とし、加入世帯が664世帯となる。 ・青梅市師岡96番地築地政一郎に汚物取扱業の許可を与える。 ・収集方法は、従来は各加入者の便槽からし尿を樽にくみ取り、これをリヤカーに積んで運搬していたが、三輪自動車、普通トラック各1台を整備し、輸送力を強化した。 ・収集するし尿はすべて農家に還元する。
27		<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯数が前年に比べて、2.1倍となる。（1,394世帯）
28		<ul style="list-style-type: none"> ・運搬用リヤカーが1台増える。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・収集区域を、旧青梅地区の全域と根ヶ布・千ヶ瀬・上長淵・師岡の一部に拡大する。 ・塵芥焼却場（現長淵4丁目）が10月5日に完成し、ただちに焼却を開始する。 ※ 総工費 5,713,500円 ※ 焼却能力日量 7.5t ・加入世帯の増加に対処するため普通トラック1台および手引車2台を整備する。 ・危険物・もえがらの収集を一部区域で開始する。 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・大門・御岳・沢井上分・沢井下分区域の全域および河辺・野上・二俣尾の一部を収集地区に加える。 ・一般加入者については10日ごとの収集とし、特殊加入者については5日ごとの収集とする。 ・8月から旧青梅町区域の厨芥収集を開始する。（隔日収集） ・手引車を2台増加し、7台とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日、青梅市黒沢471番地小村品吉に汚物取扱業の許可を与え、許可業者数は2となる。 ・し尿を農家に還元するため、貯留槽8槽を大門地区に設置する。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月30円（改正前20円）とする。 ・河辺地内（現東青梅4丁目）の旧野外焼却場に堆積する焼却灰および不燃物、約4,000m³を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1樽（36ℓ）20円（改正前15円）とする。 ・収集区域については、旧青梅地区・千ヶ瀬・根ヶ布の全域および河边上・上長淵・下長淵・友田・駒木町・師岡・野上・大門・今井・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳・畑中・黒沢の一部とする。 ・加入世帯が2,000世帯を超える。（2,195世帯） ・初めてバキュームカー2台が稼働する。

年度	ごみ収集	し尿収集
32		<ul style="list-style-type: none"> ・藤橋・下の一部を収集区域に加える。 ・4月1日、築地政一郎に代わり、築地竹次郎を汚物取扱許可業者にする。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・吹上の全部および下の一部を収集区域に加える。 ・危険物・もえがらの収集区域を、河辺・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳を除いた全域に拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の普及に伴い、生し尿の農耕用利用が激減し、し尿の農家還元が極めて困難となったため、昭和33年度・34年度の2か年継続事業により、し尿処理場の建設に着手する。 ※ 総工費 50,226,000円 ※ 加温消化(三機)方式 ※ 1日処理能力 36kℓ ※ 建設位置 青梅市南小曾木字古武士2629番地
34	<ul style="list-style-type: none"> ・千ヶ瀬・師岡の一部および師岡市営住宅を、夏季(6～10月)期間、厨芥の収集区域に加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新町・柚木の各一部を収集区域に加え、加入世帯が3,513世帯となる。 ・35年3月、し尿処理場が完成する
35		<ul style="list-style-type: none"> ・4月、し尿処理場の運転を開始する。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から人頭割制(1人1ヶ月20円)に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を設定し、36ℓ当たり3円とする。 ・日影和田・南小曾木の一部を収集区域に加える。 ・一部区域を直営により収集する。 ・し尿処理場からの放流水の影響により稲作被害が発生し、井戸水も一部汚染される。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が3,000世帯を超える。(3,066世帯) ・ごみ収集用特殊自動車(圧縮車)1台および厨芥収集用軽自動車(ミゼット)1台をそれぞれ購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹上・今寺・木野下・富岡の一部を収集区域に加える。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から1人1ヶ月30円(改正前20円)に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を36ℓ当たり1円(改正前3円)に改める。 ・加入世帯が5,000世帯を超える。(5,474世帯) ・4月1日、青梅市谷野88番地水村博に汚物取扱業者の許可を与え、許可業者数は3となる。 ・一部地形上の特殊区域を除き、し尿くみ取り作業をバキュームカー6台で行う。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量の増加に伴い、塵芥焼却炉の増設(3.75t/日)を行い、処理能力を11.25t/日とする。 ※ 工事費 2,725,000円 ・厨芥の収集区域を、青梅・長淵・大門・梅郷・沢井の各地区に拡げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力の増加と放流水の良化を目的として、東洋理化方式による処理施設の改造に着手する。 ・直営によるし尿収集を廃止する。 ・し尿収集委託料引き上げの問題から、一時許可業者の作業放棄事態が起こる。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> 青梅地区は隔日、その他の地区は4日ごとに収集することとする。 ダンプトラックを1台購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、築地竹次郎に代わり、築地國雄を汚物取扱許可業者とする。 バキュームカー1台を増車する。
38	<ul style="list-style-type: none"> 清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月50円（改正前30円）に改める。 厨芥の収集区域を、一部地形上の特殊区域を除き、市全域に拡げる。 ダンプトラック、軽自動車各1台を増車する。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月、し尿処理施設の増設改良工事が完了し、1日処理能力は54kl（18kl/日が増加）となる。 ※ 工事費 9,228,070円 清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1人1か月40円（改正前30円）に改める。 成木地区の一部と御岳山を除き、市内全域を収集区域とする。 バキュームカー2台を増車し、計9台となる。
39	<ul style="list-style-type: none"> 危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市黒沢700番地に求める。 ※ 面積 1,400.13㎡ ※ 土地購入費 1,088,000円 厨芥収集用軽自動車（ミゼット）1台を増車し、計3台となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入世帯7,000世帯を超える。（7,094世帯） し尿処理施設での投入量が処理能力の限界に達し、農家還元量が大幅に増える。
40	<ul style="list-style-type: none"> 危険物・もえがらの収集を、汚物取扱業者に委託し、隔月収集から毎月収集に切り替える。 ダンプトラック1台を増車し、計3台となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 収集区域を、御岳山を除く市内全域とする。（8,235世帯） し尿処理施設増設の検討を本格的に開始する。 し尿処理場使用条例を廃止するため、し尿処理場投入手数料（360当たり1円）を10月から廃止する。
41	<ul style="list-style-type: none"> 厨芥収集の一部を、汚物取扱業者に委託し、全市隔日収集とする。 ダンプトラック1台、軽自動車（ミゼット）各1台を増車する。 御岳山に、小型塵芥焼却炉を2基設置する。（処理能力0.5t/日） 不燃物埋立地として、新たに青梅市上長淵1417番地内に面積1,909㎡の山林を借上げる。（42年1月から埋立開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 加入世帯が9,000世帯を超える。（9,030世帯） し尿の農家還元量がますます増える。
42	<ul style="list-style-type: none"> 加入世帯が4,084世帯となる。 収集能率の向上と経費の節減を図り、併せて収集に対する排出者側の隘路を解消するため、ダストボックスによる雑芥・厨芥の混合収集を計画する。 43年1月から一部地域にダストボックス60個を配置し、収集を汚物取扱業者に委託し、隔日収集を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 43年3月16日、西多摩衛生組合に加入する。 同組合が運営する緑化園内に1日処理能力170klのし尿処理施設を建設することが決定する。（建設費は全額青梅市が負担） 新し尿処理場付帯工事として、場外給排水工事を一部施工する。 ※ 工事費 10,553,000円 道路幅員が狭く、し尿のくみ取りが不可能な世帯の汲み取りを行うため、小型バキュームカー1台を購入する。

年度	ごみ収集	し尿収集
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月1日、塵芥焼却炉を閉鎖し、同日から青梅市排出のごみを西多摩衛生組合緑化園焼却炉へ投入する。 ・ 9月、ごみ収集区域を青梅・長淵・大門・沢井各地区に拡大し、一般加入世帯（9,706世帯）すべてを隔日・混合収集とする。 ・ ダストボックス520個、クレーン付ダンプトラック3台を購入する。 ・ 危険物・もえがらの収集間隔を月1回から月2回に変更し、御岳山の収集（月1回）を開始する。 ・ 厨芥の収集委託を直営に切替え、混合芥収集の一部を汚物取扱業者に委託する。 ・ 御岳山に、小型塵芥焼却炉1基を増設する。（処理能力0.5t/日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月、西多摩衛生組合名義により、三菱重工業株式会社と新し尿処理場建設工事請負契約を締結し、建設に着手する。 ※ 建設年度 昭和43・44年度 ※ 契約金額（本体工事のみ） 231,350,000円 ※ 高速酸化処理方式 ※ 1日処理能力 170kℓ ・ 6月から、従来1か月1回であった収集間隔を20日に1回に短縮する。 ・ 加入世帯が10,000世帯を越える。（10,656世帯）
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダストボックス537個を購入する。（ごみ用322個、危険物・もえがら用215個） ・ クレーン付ダンプトラックを、3台を更新し、2台を増車する。 ・ 6月、長淵・大門地区の危険物・もえがら収集をダストボックスに切替える。同時に全市の収集間隔を、月2回から4回（週1回）とする。 ・ 9月、ごみ収集区域を、梅郷・小曾木・成木各地区に拡大し、隔日混合収集とする。このため、全市がダストボックス（一部地域紙袋収集）による混合収集となる。 ・ 危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市今井2434番地に求め、11月から埋立を開始する。 ※ 面積 14,153㎡ ※ 土地購入費 34,256,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西多摩衛生組合の新し尿処理場完成に伴い、9月1日から投入開始する。同時に市し尿処理場を閉鎖する。 ・ し尿処理場閉鎖に伴い、黒沢川堆積汚泥しゅんせつ工事を施工する。 ※ 工事費 1,230,000円 ※ 場所 古武士橋から湯場橋まで ※ 延長 1,000m ・ 11月16日、汚物取扱許可業者築地國雄、小村品吉、水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株式会社を設立する。このため、3業者の許可を取消し、11月17日付けをもって新会社に許可を与える。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃条例を改正し、4月1日から一般家庭のごみ処理手数料は無料とし、特殊加入者については、月排出量200kgまで控除、超える部分は1kg5円に改める。 ・ 手数料無料化と世帯数増により、ごみ用ダストボックス150個を購入する。 ・ 4月、粗大ごみ収集（月1回）を開始する。 ・ 6月1日から業者委託区域（ごみ）を拡大し、業者の稼働台数が2台となる。（直営8台） ・ 6月 東青梅・沢井・小曾木・成木・青梅（一部）の各地区の危険物・もえがら 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃条例を改正し、一般家庭のし尿処理手数料を無料とするとともに、特殊加入者については、月排出量150ℓまで控除し、150ℓを超える部分は1ℓ2円に改める。 ・ 手数料の無料化に伴い、加入世帯が急増したことから、収集車の稼働台数を12台に増車する。（12月末13,000世帯）

年度	ごみ収集	し尿収集
	収集を、ダストボックスに切替える。 この切替えと世帯数増のため、ダストボックス280個を購入する。	
46	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、粗大ごみ収集回数を毎月2回（改正前は月1回）に改める。 ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 14世帯に1個 ※ 不燃物 25世帯に1個 11月、西多摩衛生組合ごみ焼却施設増設工事に着手する。（150t/24時間） 	<ul style="list-style-type: none"> 10月、し尿処理施設での全量処理が不可能になったため、今井地区の一部を借用し、掘削・処理する。 ※ 借用地 今井2023の2番地 2,281㎡ 今井2011の2番地 2,632㎡ （昭和48年3月31日まで） 今井2022の2番地 2,453㎡
47	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、清掃条例を全面改正し、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行する。 不燃物収集回数を、月2回から週1回に改める。 御岳山の不燃物収集を、月1回から2回に改める。 11月30日、西多摩衛生組合ごみ焼却施設（150t/24時間）が完成し、合せて1日の処理能力300tとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「し尿浄化槽、清掃料金軽減措置に関する要綱」および「し尿汲取り不可能世帯に対するし尿浄化槽設置資金貸付要綱」を設置する。 し尿浄化槽清掃について、年1回に限り清掃料金の一部を補助する。（単独処理のみ） 今井地区にし尿処理対策委員会が発足する。 12月、し尿処理施設での全量処理が不可能となったため、今井2022の2番地（2号地）を掘削する。 48年1月、西多摩衛生組合し尿処理施設（第2）工事に着手する。（150kl/日）
48	<ul style="list-style-type: none"> 4月、ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 13世帯に1個 ※ 不燃物 23世帯に1個 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、し尿浄化槽清掃料金について、合併処理も補助対象とする。 49年3月、西多摩衛生組合し尿処理施設（150kl/日）が完成する。合わせて1日の処理能力は320klとなる。
49	<ul style="list-style-type: none"> 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき5円に改める。 12月～3月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削（西多摩衛生組合内の埋立地に移送処理）し、施設の長期使用を図るとともに、危険防止のため周囲に塀を設置した。（8,190㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量1500までを控除し、超える部分は10につき3円に改める。 6月～9月、し尿終末処分地（汲取り式水洗便所、浄化槽等から排出するし尿汚泥）の施設を整備する。 ※ 今井2023の2番地（1号地） ※ 借上面積 2,281㎡ 9月、し尿終末処分地（2号地）への投入を中止する。（今井2022番地の2） ※ 50年度埋立工事、51年度整備工事を完了し、51年11月15日に2号地を返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
50	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～6月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削し、西多摩衛生組合の埋立地に処理する。(13,602㎡) ・ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 12世帯に1個 ※ 不燃物 変更なし (23世帯に1個) ・7月、今井無線自治会から不燃物埋立地に対する周辺対策として、集会施設建設を要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月～3月、し尿終末処分地(2号地)返還に伴う埋立工事を施行する。
51	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 ・特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき10円に改める。 ・10月1日家庭雑排水吸込槽の清掃料金の一部を補助する軽減措置を実施する。 ・52年3月、今井無線自治会集会施設が周辺対策費補助と集会施設設置事業補助により建設される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊占有者については、月排出量1500まで控除、超える部分は10につき5円に改める。 ・11月15日、し尿終末処分地(2号地)を土地所有者に返還する。
52	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村町および瑞穂町において、廃棄物の終末処分を行った行為にかかる周辺の環境整備事業等に対し、両町と廃棄物終末処理対策協議会(21市)との協議により、総額3億円で和解し、4月5日に協定を締結し、解決する。 ・11月、御岳山に設置してある簡易焼却炉を廃止し、新たにバーナー付の焼却炉3基を設置する工事に着手し、年度内に1基、次年度に2基完成する。 ・53年3月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (5,100㎡) ※ 工事費用 23,562,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月28日、御岳山のし尿くみ取りを開始する。(サイフォン方式) ・53年2月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽を設置する。 ・貯溜槽設置に伴う土地借上料として、200,000円を交付する。 ※期間(57.10.1～72.8.31)
53	<ul style="list-style-type: none"> ・5月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」の一部を改正する。 ・10月 不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(11,200㎡) ※ 工事費用 58,800,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取式水洗便所等を使用する占有者で水洗便所改造義務期限の2年前までに限り減額を認めると改める。 ・5月20日、青梅市公共下水道の一部が供用開始となる。 ・8月31日、し尿終末処分地(1号地)の投入を中止し、処分地の埋立、残土置場の整備工事を施工する。 ・9月、汚水施設を整備し、投入を開始する。
54	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、不燃物埋立地整備用機械コンパクトを購入する。 ・ごみ減量運動に取り組むため、資源再利用推進報償金交付制度と家庭用ごみ焼却器 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月～8月、し尿終末処分地(1号地)返還に伴う整備工事を施工し、3月をもって返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
	購入補助金交付制度を実施する。	
55	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまでを控除し、超える部分は1kgにつき15円に改める。 11月1日、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足する。 56年1月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (15,600㎡) ※ 工事費用 95,160,000円 56年3月、不燃物埋立地周辺対策として、地元自治会および隣接地入間市桂地区との覚書により、協力報償金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量180ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき6円に改める。 5月1日、し尿くみ取り不可能世帯の解消を図るため、し尿くみ取り器具設置費補助金制度を実施する。
56	<ul style="list-style-type: none"> 10月、不燃物埋立地整備用機械ブルドーザーを購入する。 12月、「青梅市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）建設基本計画」を策定する。 57年2月、リサイクルセンター建設地を決定し、諸調査を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月、公共下水道の供用開始に伴い、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、16台とする。
57	<ul style="list-style-type: none"> 12月9日、リサイクルセンター建設に着工する。 ※ 破砕選別処理施設 749,900千円 ※ 焼却処理施設 1,198,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> 58年1月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、15台とする。
58	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取り式普通便所使用料金を使用家庭1人月額260円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は従来どおりとする。なお、月180ℓの基礎控除は廃止する。 11月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、14台とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 59年3月、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 	
59	<ul style="list-style-type: none"> 占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg20円に改める。 4月2日、リサイクルセンターが稼働を開始する。 粗大および有害ごみ（乾電池）の分別収集を開始する。 昭和44年から行っていた今井地区内の埋立地への埋立を終了する。（昭和60年3月末まで） 日の出町内に開設する東京都三多摩地域 	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取り式普通便所使用料金を使用家庭1人月額400円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は、1ℓ10円に改める。 7月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、13台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	広域処分組合谷戸沢処分場への埋立を開始する。	
60	<ul style="list-style-type: none"> ・今井5丁目地内の不燃物埋立地の埋立終了に伴い、協力報償金等について、今井5丁目自治会および入間市桂地区と協議し、報償金の切下げと美化デーごみ等について当分の間埋立てを継続することが決定した。 ・6月、上記不燃物埋立地への埋立終了に伴い、コンパクタを売却処分する。 ※ 売却金額 1,500千円 ・じんかい収集基地施設整備工事および公共下水道接続等整備工事を開始する。 ※ 工事費 4,828千円 ・8月、西多摩衛生組合施設整備検討委員会が設置される。 ・10月、可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、12台とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、し尿くみ取り車委託車両台数を1台減車し、12台とする。
61	<ul style="list-style-type: none"> ・御岳山焼却炉1号炉整備工事をを行う。 ※ 工事費 3,450千円 ※ じんかい収集車2t車1台を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 ・10月、「青梅市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を新設する。(公害対策課) ・10月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、11台とする。 ・11月、浄化槽汚泥水等脱水処理委託を開始する。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・11月 可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、13台とする。 ・御岳山焼却炉1号、2号および3号炉の上屋を塗装する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・63年2月、青梅市市街化調整区域内汚水処理検討委員会を発足する。(下水道部) ・63年3月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、10台とする。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅新興が道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第2項による一般区域貨物自動車運送事業の経営について、昭和63年5月10日付関自貨2第490号で関東運輸局長より免許を受け、昭和63年9月2日より運輸を開始する。 (車のナンバーが自家用から営業用となる。) ・今井5丁目の不燃物埋立地の一部を整備し、地元用の運動広場を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
平成元	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を実施する。 ・4月、資源回収事業協力助成金交付制度を開始する。 ・4月・10月、可燃ごみ収集委託台数を各1台増車し、15台とする。また、不燃ごみ収集委託台数を1台増車し、6台とする。 ・塵芥収集車(2t車)の更新に伴い、リレーパック車(3.5t車)を導入す 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月・2月、し尿くみ取り委託台数を各1台減車し、8台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> る。 青梅新興にスプーンパッカー車（2 t 車）が1台導入される。 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し16台とする。 塵芥収集車（2 t 車）4台の更新に伴いリレーパッカー車（3.5 t 車）4台を導入する。 青梅新興にスプーンパッカー車（2 t 車）が1台増車され、2台となる。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 塵芥収集車（2 t 車）の更新に伴いリレーパッカー車（3.5 t 車）を導入する。また、動物死体処理車（軽トラック）1台を新規に導入する 10月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、7台とする。 青梅市ごみ問題検討協議会（平成3年6月～平成4年3月）を設置する。（当市のごみ問題についての「提言」をまとめる。） 	<ul style="list-style-type: none"> し尿くみ取り委託車両台数を、4月と2月に各1台減車し、6台とする。
4	<ul style="list-style-type: none"> 占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg23円に改める。 美化デーごみ等の処分、埋立を行っていた今井5丁目地内の不燃物埋立地を廃止する。（平成4年11月7日付行政財産としての用途廃止手続を行う。） 12月、発泡スチロール（食品用白色トレイ）・ペットボトルを、市内スーパー店頭および市役所および市民センターで回収を始める 	<ul style="list-style-type: none"> くみ取り式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額500円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は、1012円に改める。
	<ul style="list-style-type: none"> 5年3月 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全部改正して、新たに「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を制定する。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 条例にもとづき、「青梅市廃棄物減量等推進審議会」を設置する。 塵芥収集車（2 t 車）の更新に伴い、スプーンパッカー車（2 t 車）1台を導入する。 7月、新町・河辺町・藤橋・今井地区でビン・カンの分別収集を開始する。 8月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、8台とする。 10月 粗大ごみの電話申込みによる戸別有料化収集を開始する。（委託台数4台） 10月24日、リサイクルフェスティバルの開催に合わせ、リサイクルセンター内にリサイクルショップが開設される。 11月、事業系一般廃棄物の処理について、マニフェスト制度を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 6年2月 し尿くみ取り委託車両台数を1台減車し、5台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・12月 リサイクルセンターにおいてフロンガスの引き抜き（冷蔵庫）を開始する。 ・6年3月、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」を策定する。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・御岳山焼却炉の改修工事（1号炉）を行う。 ・10月 大門・東青梅地区を新たにビン・カンの分別収集地区とし、区域の拡大を図り、収集を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7年2月、青梅市し尿処理場の建設に着工する。（青梅市・福生市・瑞穂町3市町共同建設） ※ 総工費 1,164,000,000円
7	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機器の補助対象機種種の拡大および補助限度額の引上げを実施する。また、家庭用ごみ焼却器用煙突を補助対象とする。 ・7月～9月、河辺町1～3丁目で、プラスチックごみの実験収集を実施する。 ・10月～12月、御岳山焼却炉の建屋建替工事を行う。（1・3号炉） ※ 工事費 4,841,000円 ・8年1月、ビン・カンの分別収集を御岳山を除く市内全域に拡大する。 ・8年1月、廃棄物減量等推進審議会にダストボックス収集制度の見直しと家庭ごみの有料化について諮問する。 ・8年2月、リサイクルセンターにおいて廃プラスチック固形燃料化システムが稼働する。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・6月～7月、御岳山焼却炉の改修工事を行う。（2・3号炉） ※ 工事費 7,750,000円 ・9年3月、廃棄物減量等推進審議会からダストボックス収集制度の見直しおよび家庭ごみの有料化についての答申が出される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、西多摩衛生組合のし尿処理施設に替わり、青梅市・福生市・瑞穂町の3市町共同で建設していた「青梅市し尿処理場」が稼働を開始する。 ・6月、くみ取り式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額600円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は1015円に改めるほか、当該供用開始区域内における水洗便所への改造義務期限後の経過猶予期限を廃止する。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・12月、昭和54年度から実施してきた家庭用ごみ焼却器の購入補助制度を廃止する。 ・10年1月、最終処分場の谷戸沢処分場が埋立て完了に伴い、第二処分場である二ツ塚処分場への一部搬入が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を車両台数制から従量制に変更する。（1kg当たり11.44円） ・9月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽設置土地使用貸借契約の更新に併せ、土地借上げ補償金200,000円を御岳山自治会に交付する。（平成9.9.1～平成29.8.31）
	<ul style="list-style-type: none"> ・10年3月、平成6年10月に着工する中間処理施設の西多摩衛生組合の新処理施設が竣工される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年3月、「青梅市し尿処理場」が青梅市に帰属される。
	<ul style="list-style-type: none"> ・10年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を一部改正する。（ダストボックス収集制度の廃止、家庭系ごみおよび事業系ごみの有料化） 	

年度	ごみ収集	し尿収集
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、ダストボックス収集制度廃止およびごみの有料化に伴い、家庭用生ごみ処理機器等の補助件数が殺到し、6月25日をもって今年度の補助を中止とする。 ※ 補助台数 6, 167台 ※ 補助額 284, 325, 160円 ・ 5月、ごみ収集制度変更に伴う住民説明会を9月末まで市内全域で開催する。 ・ 9月1日から指定収集袋の販売を開始する。 ・ 10月1日、戸別収集制度およびごみの有料化を実施する。 ・ 粗大ごみ収集を委託から直営へ変更することに伴い、直営のリレーパック車5台を粗大ごみ収集車4台、軽トラック1台に更新する。 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月1日、リサイクルセンター内のせん定枝資源化施設を稼動する。 ・ 粗大ごみ収集車両（LPG車）を増車する。（粗大収集車両計5台） ・ 12月、御岳山地区に生ごみ処理機を設置する。（3基） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日、リサイクルセンターへの粗大ごみの個人持込みを開始する。 ・ 御岳山地区での指定収集袋によるごみの排出を開始する。（ステーション収集） ・ ごみ収集車（軽トラック）1台を2tダンプ（LPG車）に更新する。 ・ 東京都三多摩廃棄物広域処分組合が「エコセメント事業基本計画」を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（家電リサイクル法に該当する粗大ごみ品目の削除、事業系ごみ用指定収集袋に小袋を追加）
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、事業系一般廃棄物処理手数料を改定し、持込みごみ処理手数料を1kg当たり20円（改定前15円）とする。 ・ 4月、家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫および電気洗濯機の行政回収を廃止する。以降は青梅市家電リサイクル推進協議会で取り扱うこととする。 ・ 容器包装リサイクル法にもとづき、ガラスビンと食品用白色トレイの再生処理業者への引渡しを開始する。 ・ 不法投棄対策として、「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を青梅郵便局長および御岳郵便局長と締結する。 	

年度	ごみ収集	し尿収集
14	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を開始する。 ・ごみ減量とリサイクルの促進に向けて組織改正を実施、新たにごみ対策課を設置し、環境衛生課の所管事務から廃棄物に関する事務を移管する。 ・「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を、市内13新聞販売店、東京都森林組合青梅支所および京王タクシーと締結する。 ・行政改革方針にもとづき、年度末をもって家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を廃止する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・15年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（青梅市廃棄物減量等推進審議会委員数を15人以内から12人以内に変更、15年4月から施行） 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料の表からパーソナルコンピュータを削除） ・4月、青梅市総合長期計画の中で、市民1人1日100グラムのごみ減量を目指す「ごみ減量チャレンジ100」事業を計画し、ごみ減量に向けた積極的な取り組みを開始する。 ・6月、容器包装リサイクル法にもとづく資源化処理を拡大し、ペットボトルおよびその他プラスチック容器包装の一部について、再生処理業者への引渡しを開始する。 ・10月、家庭用パソコンメーカーによる自主回収の開始に伴い、行政回収を廃止する。 ・16年3月、プラスチック容器包装の固形燃料化処理を終了し、容器包装リサイクル法にもとづく全量処理に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、青梅市し尿処理施設管理運営懇談会委員から市議会議員3人を削除し、定数を6人とする。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（廃棄物手数料を1kg当たり20円を30円に改正、10月から施行） ・4月、資源の戸別収集にペットボトルを追加し、ビン・ペットボトルとしての収集を開始する。 ・古紙類・繊維類・カンを青梅資源リサイクル事業協同組合へ搬入を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・17年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（廃棄物処理手数料の減免対象者に、障害者手帳の交付者がいる世帯で市民税非課税世帯を追加）
17	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、汚れたプラスチック類および容器包装以外の軟質系プラスチック類を可燃ごみに分別変更する。 ・4月、福祉施設のごみ収集有料化を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.47円に変更する。御岳山は30.23円

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、有料ごみ袋の1枚売りを開始する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・18年3月、一般廃棄物処理基本計画書（平成18年度～24年度）を策定する。 ・18年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（動物の死体処理手数料を1体につき2,000円から4,000円に変更、19年3月から施行） 	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、毎月第3日曜日に粗大ごみの持ち込み受け入れを開始し、祝日の受け入れを廃止する。 ・10月、家庭系指定収集袋に特小袋（可燃のみ）を追加する。 ・3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を作成し全戸配布をする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・19年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、19年4月から施行） 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックごみを不燃ごみと分別して収集を開始する。（各月の第1週は不燃ごみ（月1回）、それ以外の週は容器包装プラスチックごみ（週1回） ・可燃性の粗大ごみの大きさの基準を50cm以上に変更する。 ・皮製の衣料品も繊維類として回収する。 ・4月1日から20年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（6,932トン） 	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」を「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」に名称変更する。 ・指定収集袋に「容器包装プラスチックごみ」を追加し、経過措置として「不燃ごみ」専用袋での排出可能を半年間延長する。（10月に更に半年間延長する。） ・家庭系指定収集袋に特小袋（燃やさないごみ）を追加する。 ・高齢者世帯の減免対象年齢を65歳以上に引き上げる。 ・4月1日から21年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（4,320トン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.52円に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（資源ごみの持ち去り行為の禁止、罰則規定は7月から適用） ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、21年4月から施行） 	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、家電リサイクル法の一部改正により、テレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が市では回収不能品に追加される。 ・8月、リサイクルセンターへの粗大ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設汚泥冷却措置（空冷チラーユニット）を更新した。 ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を従量制から1カ月

年度	ごみ収集	し尿収集
	<p>個人持込みにおいて、昼休み時間帯の受付を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間使用延長をしてきた「不燃ごみ」袋での「容器包装プラスチックごみ」の排出を3月末で終了する。 	<p>3,961,000円(税込)に変更する。御岳山は、1kg当たり31,74円(税込)</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) (「高齢者(65歳以上)のみの世帯」を「高齢者市民税非課税世帯」に変更、23年4月から施行) <ul style="list-style-type: none"> 4月、収集部門と処理部門を一元化し、リサイクルセンターをごみ対策課リサイクルセンター管理係とする。 粗大ごみの自宅回収申込み受付時間を昼休みにも拡大する。 10月の料金改定に合わせ、減免対象者に配布する「燃やすごみ」指定収集袋の半年間分を枚数調整し、後期分については、ごみ袋取扱店で交換できる引換券を交付する。また、ごみ処理手数料(指定収集袋)の改定により、一般家庭から出るおむつの無料収集と、リサイクルセンターへの剪定枝の持込みを無料化する。 今井作業所を閉鎖し、リサイクルセンターで白色トレイの選別作業を開始する。 10月、粗大ごみ料金の算定基準の一部を幅と高さの合計に改め、新たな料金区分を設定する。(収集単価1,000円、持込単価700円) 回収不可であったオルガン・電子ピアノ・電子オルガンを粗大ごみに変更する。 9月まで販売していた容器包装プラスチックごみ袋と旧不燃ごみ袋を同サイズ10枚1組単位の未開封のものに限って、1月中旬から3月末日までごみ対策課・リサイクルセンター・各市民センターで等価交換を実施する。 3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」に改訂し全戸配布をする。 7月1日から7月30日まで多摩川衛生組合の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(2,236トン) 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を1カ月3,882,572円(税込)に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> 23年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、23年4月から施行) 	

年度	ごみ収集	し尿収集
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、化粧ビンの回収を燃やさないごみから資源ごみのビンに変更する。 ・ 日曜日の粗大ごみの持ち込みを、第3日曜日から毎週日曜日に拡大し、リサイクルセンター管理係の再任用職員で受け付ける。それに合わせ、リサイクルショップの開所日も同日に変更する。 ・ リサイクルセンターで、ごみ袋の販売とボランティア袋の配布を始める。 ・ 高齢者世帯の減免対象について、65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯に変更する。 ・ ペットボトル・白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 ・ 臼を粗大ごみ対象から外し、コンクリート付物干し台と漬物石を対象に加える。 ・ 8月、福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムの影響により、剪定枝チップの市民への配布を自粛する。 ・ 9月、公共施設の剪定枝受入れを中止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年3月、し尿処理施設の投入ポンプ等を更新する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(高齢者世帯減免世帯へのごみ袋支給を年間1回にする。24年4月から施行) ・ 24年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画(平成24年度～平成38年度)を改訂する。 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、ごみ対策課から清掃リサイクル課に課名を変更する。 ・ 高齢者のみの非課税世帯に交付するごみ袋引換券を年間1回(4月)の発行に変更する。(施行規則第12号) ・ 6月11日から25年3月22日まで、宮城県牡鹿郡女川町の可燃性災害廃棄物1,427トン(月～金、1日7～20トン、車両2～5台)を西多摩衛生組合で受け入れる。 ・ 11月、剪定枝チップの市民への配布を再開する。 ・ 12月、公共施設の陶磁器・ガラス類の別袋での排出を開始する。 ・ 25年1月、公共施設の剪定枝受入れを再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、浄化槽設置事業補助金交付事務を都市整備部下水工務課へ移管する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年12月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき技術管理者の資格を規定する。25年4月から施行) 	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、かばん、靴、ベルト、ぬいぐるみ類の無料回収を始める。(第4水曜日、戸別回収) 	

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、家庭用廃食用油の無料回収を始める。(リサイクルセンター) ・ 11月2～3日、青梅産業観光まつり会場内にて使用済小型家電のイベント回収を実施する。 ・ 12月、塵芥収集基地(長淵4丁目地内)を閉所し、塵芥収集業務をリサイクルセンターに移転する。 ・ 12月20日から26年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(1,512トン) ・ 26年2月、使用済小型家電のボックス回収を始める。(市役所、リサイクルセンター、11市民センター) 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃残さ(ガラス、陶磁器)の資源化に伴い、東京たま広域資源循環組合への搬入を9月で停止する。 ・ 10月、リサイクルセンターへの直接持込の際の住所確認を始める。 ・ 8月1日から27年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(2,443トン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,940,471円(税込)に、御岳山は1kg当たり32,64円(税込)に変更する。
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、ガラス、陶磁器のリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 1月、有害ごみのリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 4月4日から28年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(1,881トン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、浄化槽市町村整備推進事業(市設置型浄化槽事業)を開始する。 ・ 28年3月、浄化槽設置事業補助金交付を終了する。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ コイン電池の有害ごみとしての回収を始める。 ・ 11月5～6日、青梅産業観光まつり会場内にてフードドライブを実施する。 ・ 4月2日から29年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(1,817トン) 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル・白色トレイの拠点回収を3月末で終了する。 ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、使用済のパソコンおよび小型家電の宅配便を利用した回収を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月、青梅市し尿処理場の区域を青梅都市計画汚物処理場として、都市計画決定する。 ・ 9月、青梅市し尿処理場基幹的設備改良工事に着手する。 ※ 工事年度 平成29・30年度 ※ 工事契約金額 594,000,000円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(廃棄物処理手数料納入通知書の様式をコンビニエンスストア納付に対応した 	

年度	ごみ収集	し尿収集
	ものに改める。平成30年6月1日から施行)	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、粗大ごみ自宅回収の委託を開始する。 ・4月、ガラスを第1・3・5週、陶磁器を第2・4週に戸別収集を開始する。併せて、ペットボトルの戸別収集を週1回、カンの戸別収集を第1・3・5週、ビンの戸別収集を第2・4週に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・31年3月、青梅市し尿処理場の基幹的設備改良工事が完了する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・31年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(技術管理者となることができる者の学歴要件に、学校教育法にもとづく専門職大学の前期課程を加える。平成31年4月1日から施行) 	
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 ・8月、ごみの分別をAIが自動案内する「AIチャットロボットによるごみの分別案内」の実証実験を開始する。 ・2年2月、青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事に着手する。 ※ 工事年度 令和元・2年度 ※ 工事契約金額 148,500,000円 ・2年3月、市内スーパー5店舗と河辺駅前にて、マイバックキャンペーンとしてエコバックを配布する。 ・2年3月、令和2年度版ごみ収集カレンダーのページ数拡充(8ページから24ページ)および広告掲載(1枠50,000円、計12枠)を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、青梅市し尿処理場に、これまでの青梅市、福生市、瑞穂町のし尿に加えて、新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始する。 ・10月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,575,000円(税込)に、御岳山は1kg当たり33,250円(税込)に変更する。 ・2年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ・7月、フードドライブの受付を通年に変更する。 ・8月、AIチャットロボットによる粗大ごみ料金の案内を開始する。 ・3年3月、市内在住の外国人向けにごみ収集に関する情報をまとめたリーフレット「青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を6ヶ国語(英語・タガログ語・ベトナム語・中国語・韓国語・スペイン語)で発行する。 ・3年3月、リサイクルセンターの容器包装プラスチック処理ライン設置工事が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、し尿処理施設管理運営懇談会を廃止する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・9月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(延滞金および還付または充当加算金の割合の特例にかかる規定を平均貸付割合を引用した規定に改める。令和3年1月1日から施行) ・3年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(押印にかかる規定を削除する。令和3年4月1日から施行) 	

年度	ごみ収集	し尿収集
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、リサイクルセンターの維持管理業務を委託化する。 ・12月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事に着手する。 ※工事年度 令和3・4・5年度 ※工事契約金額 418,000,000円 ・4年3月、青梅市LINE公式アカウントにてごみの分別案内を開始する。 ・4年3月、ごみ収集に関する情報を分かりやすく簡単な言葉でまとめたリーフレット「やさしい日本語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を発行する。 ・4月1日から4年3月31日まで武蔵村山市の燃やすごみの受入を西多摩衛生組合で行う。(3,793トン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、御岳山地区の収集運搬業務委託契約を、これまでの1kgあたりの単価から、1日あたりの単価に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・4年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画(令和4年度～令和18年度)を改訂する。 	
令和4	<ul style="list-style-type: none"> ・5年3月、市役所・リサイクルセンターにて、使用済みインクカートリッジの無料回収を開始する。 ・4月1日から5年3月31日まで武蔵村山市の燃やすごみの受入を西多摩衛生組合で行う。(2,926トン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年3月、「浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
令和5	<ul style="list-style-type: none"> ・6年2月、地域の情報サイトを運営する企業とリユースに関する協定を締結する。 ・6年3月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事が完了する。 ・4月1日から6年3月31日まで武蔵村山市の燃やすごみの受入を西多摩衛生組合で行う。(2,699トン) 	
令和6	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、総合体育館でフードドライブの受付を開始する。 ・7年2月、燃やすごみ減量を啓発する冊子「燃やすごみ減量ハンドブック」を発行する。 ・7年2月、令和7年度版資源物・ごみ収集カレンダーのページ数を拡充する。(24ページから28ページ) ・7年2月、粗大ごみ自宅回収の受付業務において、青梅市LINE公式アカウントからの受付を開始する。 ・7年2月、不法投棄・動物死体の通報について、青梅市LINE公式アカウントからの受付を開始する。 	

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7年3月、青梅市 LINE 公式アカウントでごみ収集日をお知らせする、「ごみ収集日定期配信」を開始する。 ・ 4月1日から7年3月31日まで武蔵村山市の燃やすごみの受入を西多摩衛生組合で行う。(2,417トン) ・ 9月27日から7年3月31日まで能登半島地震による可燃性災害廃棄物の受入を西多摩衛生組合で行う。(148トン) 	

2 一般廃棄物収集・運搬委託の経過

- (1) 燃やすごみ・資源ごみ（古紙・繊維類） ※資源ごみは平成10年10月1日から委託
- | | |
|-------------|---|
| 昭和41年10月 1日 | 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。 |
| 昭和43年 4月 1日 | 直営収集のほか、一部を小村品吉に委託する。 |
| 昭和44年 4月 1日 | 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。 |
| 昭和44年11月17日 | 水村博への委託分について、築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | ダストボックス収集から戸別収集への移行と、直営収集の廃止および古紙・繊維類の戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。 |
| 平成16年 4月 1日 | 青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に加え、(株)大島商事に委託する。 |
- (2) 燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみ・有害ごみ
- ※有害ごみは平成10年10月1日から追加
※容器包装プラスチックごみは平成19年4月1日から不燃ごみと分別して収集
- | | |
|-------------|--|
| 昭和40年11月 1日 | 小村品吉に委託する。 |
| 昭和44年 6月 1日 | 築地國雄に委託する。 |
| 昭和44年11月17日 | 築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | (1)に記載した収集制度への移行と、有害ごみの戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。 |
- (3) 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・ガラス・陶磁器）
- ※ペットボトルは平成16年4月1日から委託
- | | |
|-------------|---|
| 平成 5年 7月 1日 | スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクルおよび青梅新興(株)に委託する。 |
| 平成 8年 4月 1日 | スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクル、青梅新興(株)および奥住運輸(有)に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | (1)に記載した収集制度の移行に伴い、(有)青梅クリーンリサイクル、奥住運輸(有)、(有)サンクリーン永昌および共同企業(株)に委託する。 |
| 平成23年 4月 1日 | ペットボトルと白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 |
| 平成30年 4月 1日 | ペットボトルと白色トレイの拠点回収を廃止する。収集品目にガラスと陶磁器を追加する。 |
- (4) 粗大ごみ
- | | |
|-------------|---|
| 平成 5年10月 1日 | 青梅新興(株)に委託する。 |
| 平成 9年 4月 1日 | (有)サンクリーン永昌に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | 委託収集を廃止して直営収集とする。 |
| 平成30年 4月 1日 | 直営収集を廃止し、委託収集とする。（ふれあい収集を除く。） |
| 平成31年 4月 1日 | 直営による「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 |
- (5) し尿収集、運搬
- | | |
|-------------|--------------------------|
| 昭和26年 4月 1日 | 築地政一郎に委託する。 |
| 昭和30年 7月 1日 | 築地政一郎および小村品吉に委託する。 |
| 昭和32年 4月 1日 | 築地政一郎委託分について、築地竹次郎に変更する。 |
| 昭和36年 4月 1日 | 築地竹次郎、小村品吉および水村博に委託する。 |
| 昭和37年 4月 1日 | 築地竹次郎委託分について、築地國雄に変更する。 |

昭和44年11月17日

築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。

3 一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧
(収集・運搬業44社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-1	ス イ ハ ン 企 業 (株)	青梅市今井 3-3-18	0428-31-0371
収・運-2	(有) 青梅クリーンリサイクル	青梅市今井 3-3-16	0428-33-5191
収・運-4	太 誠 産 業 (株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
収・運-8	松 浦 商 事 (株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001
収・運-10	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
収・運-14	(有) 鈴 木 商 店	青梅市野上町 3-2-20	0428-22-3814
収・運-18	三 田 商 会	青梅市二俣尾 2-712-4	0428-78-8733
収・運-19	(有) 吉 崎 商 店	青梅市藤橋 3-1-24	0428-31-4151
収・運-23	比 留 間 運 送 (株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
収・運-24	(有) カ ワ ス ギ	埼玉県入間市宮寺 2310-23	04-2934-3600
収・運-25	丸 順 商 事 (有)	羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229
収・運-26	(有) 磯 野 商 店	青梅市師岡町 2-87-2	0428-22-0828
収・運-27	(株) 大 島 商 事	青梅市野上町 3-25-11	0428-24-8041
収・運-31	(有) サ ン ク リ ー ン 永 昌	青梅市勝沼 2-307-1	0428-22-8561
収・運-34	奥 住 運 輸 (有)	青梅市藤橋 3-18-14	0428-31-8881
収・運-36	(株) 加 藤 商 事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
収・運-37	(株) エ ス ・ イ ー テ ィ	埼玉県所沢市東所沢和田 2-32-5	04-2951-7760
収・運-39	(株) ま ご こ ろ 清 掃 社	八王子市長房町 126-2	042-665-1761
収・運-40	(株) 星 光	青梅市河辺町 6-20-11	0428-24-7305
収・運-41	(株) 表 養 樹 園	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531
収・運-44	共 同 企 業 (株)	青梅市新町 4-8-7	0428-31-3102
収・運-45	(有) 小 作 物 産	羽村市羽加美 3-5-25	042-554-2332
収・運-51	(株) 若 林 商 店	青梅市新町 7-28-5	0428-31-5101
収・運-52	(有) 福 瑞 商 会	西多摩郡瑞穂町長岡下師岡 398-3	042-530-6014
収・運-54	(株) ア ユ ミ ・ プ ラ ン	埼玉県所沢市三ヶ島 1-144-3	04-2949-7720

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-55	金 持 隆 太 郎	青梅市畑中 2-247-1 テラスハウス 須崎 2 西南側	0428-24-8757
収・運-60	新 日 本 物 流 (株)	八王子市高倉町 50-16	042-557-7931
収・運-62	(株) 遠 藤 商 会	埼玉県入間市狭山台 3-2-9	04-2937-5346
収・運-65	相 模 原 紙 業 (株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
収・運-68	(株) スイーピングサービス	あきる野市瀬戸岡 360-1	042-597-6111
収・運-71	(株) ア ク ト ・ エ ア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
収・運-72	青 南 建 設 (株)	八王子市西片倉 1-25-1	042-624-0221
収・運-73	(株) 内藤クリーンサービス	羽村市双葉町 2-19-19	042-551-7110
収・運-75	(有) 古 川 新 興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
収・運-83	カ シ マ サ ー ビ ス (株)	杉並区高円寺南 2-13-3	03-3311-3604
収・運-84	(株) エコワスプラント	西多摩郡日の出町平井 22-10	042-588-0072
収・運-87	(株) ケ イ ミ ッ ク ス	港区虎ノ門 1-3-1	03-3500-5900
収・運-90	(株) 東 広	西多摩郡瑞穂町大字二本木 651-8	042-557-7060
収・運-94	(株) ゼ ロ シ ス テ ム ズ	八王子市長房町 125-1	042-669-0900
収・運-95	(株) カ タ オ カ	青梅市東青梅 3-20-5	0428-24-5668
収・運-99	(株) サ ン ・ エ キ ス プ レ ス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
収・運-101	(有) ミ ヤ マ 商 店	羽村市羽東 3-12-8	042-558-1801
収・運-103	(株) 田 邊 商 店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
収・運-104	(株) フ ジ ラ イ フ	福生市志茂 207	042-513-0907

(処分業2社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
処分-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
処分-4	青 南 建 設 (株)	八王子市西片倉 1-25-1	042-624-0221

(浄化槽清掃業 1 社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
浄-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281

(令和7年3月31日現在)

刊行物資料

ごみ減量・リサイクル通信

広報おうめ掲載記事



ごみ減量・リサイクル通信

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 ☎0428-22-1111

令和7年4月から小型充電式電池の収集を始めます

近年、小型充電式電池の誤った排出による発煙・発火トラブルが増加しております。また小型充電式電池を回収している協力店の減少なども踏まえまして、青梅市では新たに小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）の行政収集を開始します。

青梅市でも発煙・発火等のトラブルが起きており、いずれも不適切な排出（燃やさないごみに小型充電式電池が入った状態での排出等）が原因となっています。こうした事態を未然に防ぐためにも、ごみの適切な排出にご協力をお願いいたします。



写真：燃やさないごみに入っていた異物が原因で発生した車両火災

【小型充電式電池の排出方法】

- ①「有害ごみ」の収集日に透明または半透明の袋に入れて、朝8時までに出してください。
- ②50cmを超えるものは「粗大ごみ」としてリサイクルセンターへのお持ち込み、もしくは自宅回収の電話・LINEによる予約をお願いします。（有害ごみは引続きリサイクルセンターへの持ち込みも行ってまいります。）
- ③小型充電式電池が外せない製品で、15cm×30cmの投入口に入るものは、市役所・市民センター等に設置してある「小型家電回収ボックス」に投入できます。（※30cm以上50cm未満のものは「有害ごみ」として出してください）



よくある質問（FAQ）

- Q. 小型充電式電池はどのような製品に使われていますか。**
A. スマートフォンやモバイルバッテリーのほか、右記のようなものにも使われています。

- Q. 小型充電式電池が使われているものが見分ける方法はありますか。**
A. 製品に充電機能がついており、コンセントに差し込まなくても使えるようなものに小型充電式電池は使われています。電源コードがあり、コンセントに差し込んで使用するものは小型充電式電池内蔵製品ではありませんので、50cm未満のものは小型家電回収ボックスもしくは燃やさないごみとして出してください。

- Q. テレビ、エアコンやパソコンなども収集できるようになりますか。**
A. 家電リサイクル法の対象商品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）は市では収集できません。引続き購入店もしくは買替えをするお店に引取りを依頼してください。
 またパソコンも資源有効利用促進法により収集できないものになりますので、引続き市と提携を結んでいる「リネットジャパンリサイクル㈱」のサービスをご利用ください。

令和7年4月から 「燃やさないごみ」と「容器包装プラスチックごみ」 の収集日が一部変更になります。

年未年始において「容器包装プラスチックごみ」の収集間隔が長くなっていることから、その改善を目的に、「燃やさないごみ」の収集日を現在の「第1週」から「第3週」に変更します。それに伴い、「容器包装プラスチックごみ」は「第1週」「第2週」「第4週」「第5週」になります。（変更は表のとおりになります。）年未年始に限らず通年での変更になりますので、詳しくは令和7年度版の「資源物・ごみ収集カレンダー」を参照してください。

週	令和7年3月まで	→	令和7年4月から
第1週	燃やさないごみ		容器包装プラスチックごみ
第2週	容器包装プラスチックごみ		容器包装プラスチックごみ
第3週	容器包装プラスチックごみ		燃やさないごみ
第4週	容器包装プラスチックごみ		容器包装プラスチックごみ
第5週	容器包装プラスチックごみ		容器包装プラスチックごみ

よくある質問（FAQ）

Q. 収集日が変更になることで、収集時間等にも変更が生じますか。

A. 「燃やさないごみ」の収集業者は「容器包装プラスチックごみ」と「有害ごみ」も同時に収集しています。収集時間等に変更はありませんので、これまでどおり朝8時まで、ごみ・資源物の排出をお願いいたします。

Q. 曜日の変更はありますか。

A. 曜日の変更はありません。詳しくはお住まいの地区の「資源物・ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

Q. 収集日を変更することで、ごみ収集の委託費用が上がってしまうのでしょうか。

A. 今回は収集日が変更になるだけであり、収集回数が増えるわけではないので、委託費用に影響が生じることはありません。

ダンボールの排出方法の拡大について

ひもで束ねての排出をお願いしておりましたが、これまでの出し方に加え、令和7年4月からダンボール箱の中にたたんだダンボールを入れて排出していただけるようになります。

※ダンボール箱の中に
紙パックは入れないで
ください。



また、これまでどおり下記の出し方を守ったうえで排出をお願いいたします。

●汚れているものは一辺の長さが50cm未満になるように切っていただいて燃やすごみとして出してください。

●ガムテープや配達伝票などの粘着物は取り除いてください。

LINEが活用できるようになりました

①粗大ごみの自宅収集申込み

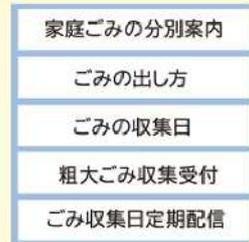
収集指導係 0428-22-1111 (内線5550)



QRコードを読み取り、友だち登録を行ってください。



基本メニューより「ごみ・リサイクル」をタップ



ごみメニューより、「粗大ごみ収集受付」をタップ以降必要事項を入力してください。

申込みが終了し、市側の予約手続きが完了すると申込番号、収集日、申込金額が記載されたメッセージが返信されます。
※ LINEからでは申込みない場合があります。申込み中に表示される「お申込みにあたっての確認事項」を参照ください。

②動物の死体・不法投棄の通報

収集指導係 0428-22-1111 (内線5550)



QRコードを読み取り、友だち登録を行ってください。



基本メニューより「情報提供/通報」をタップ



「動物の死体に関すること」または「不法投棄に関すること」をタップ以降必要事項を入力してください。

受付完了メッセージを確認次第、現地の調査・回収を行います。

③ごみ収集日のお知らせ

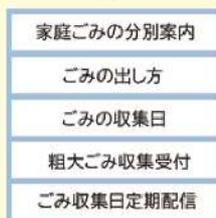
清掃係 0428-22-1111 (内線2514・2515)



QRコードを読み取り、友だち登録を行ってください。



基本メニューより「ごみ・リサイクル」をタップ



ごみメニューより、「ごみ収集日定期配信」をタップ



お住まいの地区、お知らせを希望するごみの種類、配信時間を選択してください。



登録内容に応じて、収集日をお知らせするメッセージが届きます。

青梅市のごみ処理費用は？

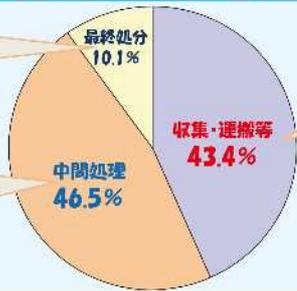
令和5年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

2億9,016万円

- 東京圏広域資源循環組合(最終処分場)負担金 2億7,472万円
- 有償ごみ対策経費 1,544万円

13億3,191万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 8億3,434万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや資源包装プラスチックごみの選別処理等) 4億9,757万円



令和5年度ごみ処理経費(歳入)

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億5,777万円

12億4,429万円

- 収集・運搬委託料等 10億9,216万円
- 産業物対策費(資源回収、ごみ収集力センター、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費等) 1億5,213万円

合計 28億6,636万円

一般会計に占める割合
4.7%
(対前年比 増減なし)

市民1人あたり年間
22,128円
(対前年比 929円増)

1世帯あたり年間
44,050円
(対前年比 1,273円増)

ごみ1kgあたりの経費
83円
(対前年比 7円増)

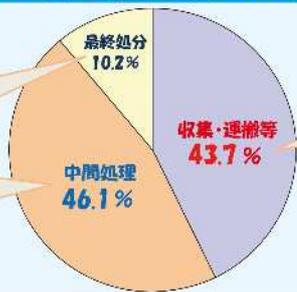
(参考) 令和4年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

2億8,157万円

- 東京圏広域資源循環組合(最終処分場)負担金 2億6,572万円
- 有償ごみ対策経費 1,585万円

12億7,504万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 8億2,142万円
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや資源包装プラスチックごみの選別処理等) 4億5,362万円



令和4年度ごみ処理経費(歳入)

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

4億8,231万円

12億0,968万円

- 収集・運搬委託料等 10億6,387万円
- 産業物対策費(資源回収、ごみ収集力センター、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費等) 1億4,581万円

合計 27億6,629万円

★経費増減の背景

- ①収集・運搬等:人件費や燃料費の高騰により増加
- ②中間処理:リサイクルセンター長寿命化工事費用の増加

集団回収はごみ減量や資源の有効活用につながります!

★集団回収とは・・・

自治会、こども会、PTAなどの各団体が、家庭から出る古紙類、缶類、繊維類、びん類などの資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的な資源リサイクル活動です。ごみの減量や資源の有効利用の推進だけでなく、地域コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに役立っています。

青梅市では、市場価格が下がっていることにより、値段が付かない資源物が出ている状況を踏まえ、回収量に応じた報償金を交付しており、この報償金は各団体の活動費として役立てられています。同時に、資源物を回収する資源回収業者にも回収量に応じた助成金を交付し、地域内で資源物が引き取りやすい仕組みを守るよう支援しています。

なお、集団回収の実施日や回収している資源物は、各団体で異なりますので、それぞれの団体にご確認ください。

★登録申請について

報償金を申請するためには、毎年度登録が必要です。令和6年度に登録していた団体、令和7年度から新規に登録を希望する団体は登録申請をお願いします。

集団回収を始めたい場合、営利を目的としない、10人以上の住民が集まって団体を作ることができます。集める品目、持ち寄る場所、回収業者・回数、

<報償金の対象品目と基準額>

品目	単価(1kgあたり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙バック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円

代表者、取引口座等を決めてください。清掃リサイクル課に団体登録申請書を提出してください。詳しくは清掃リサイクル課へお問い合わせください。

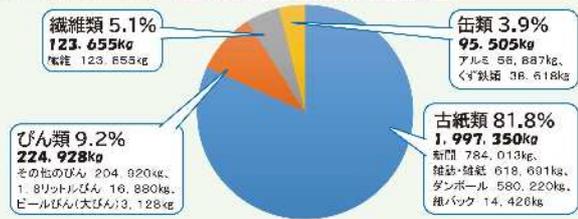


★回収実績の報告

令和5年度には2,441tの資源物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は、古紙類で全体の81.8%です。続いて、びん類が9.2%、繊維類が5.1%、缶類が3.9%でした。古紙類を中心に回収が盛んで、資源回収業者を経て、それぞれの資源物ごとに再資源化工場に引き渡され、再資源化されていきます。

集団回収でごみの減量や資源の有効活用が促進されることで、ごみ処理経費の削減につながりますので、資源物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

資源再利用推進報償金対象品目回収量



★青梅市資源回収事業協力業者を受け付けています

市では、市内の各種団体の集団回収で集められた「古紙・缶・びん類」など資源有価物を回収していただく資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。ご協力いただける事業者はご登録をお願いします。登録資格:市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間:随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届出をしてください。

登録方法:清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロード可

※届出は毎年度必要です。



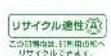
「資源回収事業協力業者」について(市ホームページ)

令和6年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『**分別で 次の姿にリサイクル まだまだ使える資源です**』

なかの かいり
中野 隼児 さん (第二小学校6年生)



4月1日号

4月15日号

ごみ袋の無料交付します

次に該当する世帯の方へ年度に1回、無料でごみ袋を交付します。なお、受給対象世帯ではない方が代理で申請する場合は委任状が必要です。また、重複して受給はできません。

対象	申請が必要な方	交付数
世帯全員が65歳以上の世帯（今年度中に65歳になる方を含む）	過去に一度も申請していない世帯は清掃リサイクル課（市役所5階）または各市民センターへ（要本人確認書類）	最大10組
次の手帳を持っている障がい者がある世帯 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級	平成30年4月以降に一度も申請したことのない世帯の方は清掃リサイクル課へ（要各種手帳）	
生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯	清掃リサイクル課へ（要各受給証明書）	最大17組

※令和5年1月2日以降に市内に転入した方は、現世帯全員の令和5年度住民税非課税証明書（写し可）が必要です。
※4月は窓口が混雑するためご注意ください。

生ごみたい肥化講習会

日時 5月25日（土）午前9時30分～11時頃
会場 市役所2階204～206会議室
内容 ダンボールコンポスト（ダンボール箱の中に土壌改良材を入れて、微生物の力で生ごみを分解し、生ごみからたい肥を作る）の作成。ダンボールコンポストを使って、生ごみを資源にすることで、燃やすごみの量を減らすことができます。
定員 先着30組（予約制）
持ち物 2日分の朝刊（新聞）、筆記用具、大きめのTシャツ（メンズLサイズ程度）
その他 終了後、約8kgのダンボールコンポストをお持ち帰りいただきます。
申し込み 4月17日～26日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

資源再利用推進報酬金

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係
令和5年度中に実施した資源回収の請求書の提出期限が近づいていますので、早めに清掃リサイクル課へ提出してください。
最終提出期限 4月15日（月）

交通規制にご注意ください

5月2日・3日は青梅大祭

問 青梅大祭実行委員会（青梅市民センター内）☎080-8810-4844



夜間交通通行

青梅駅～青梅街道の通りは、2日の午後9時～3日の午前9時の間、片側（青梅駅から青梅街道方向の道路）は閉鎖となり、相互通行となります。3日の午後10時以降も片側通行の可能性がります。

凡例	内容
①	バス臨時乗降場（文化交流センター交差点下） 西栗原バス臨時乗降場（市立新交差点下）
②	タクシー臨時乗降場（文化交流センター南交差点付近）
③	市役所前臨時乗降場・青梅駅西口前臨時乗降場・市の公民館前臨時乗降場（3日のみ） （※5時以降のみ、バス通過禁止）
凡例	交通規制（通行止め）日時
①	2日 午前11時～午後9時、3日 午前9時～午後10時
②	3日は①の通りも規制。ただし、午後7時30分に解除
※交通規制期間中は自転車も通行できません。	

※1 支会管内の皆さんへ

5月2日のごみ収集にご協力を

問 清掃リサイクル課清掃係
▷5月2日のごみ排出は、午前8時までをお願いします。
▷当日の再収集はできません。収集遅れの場合は、次回収集日（5月6日）に出してください。

5月1日号

5月15日号

アリーナに新設!

フードライブ窓口を設置します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係
6月1日（土）より、住友金属鉱山アリーナ青梅でフードライブの受付を開始します。詳しくは市ホームページ（2次元コード）をご覧ください。
受付時間 午前9時～午後9時
※施設休館日を除く



事業所から排出されるごみ

問 清掃リサイクル課清掃係

事業系ごみは家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。

- ・燃やす・燃やさない・容器包装プラスチックごみ…1回の搬出量が事業系一般廃棄物指定収集袋の大袋3袋（小袋6袋）以内の場合、事業系一般廃棄物指定収集袋を用いて排出が可能です。これより多くなる場合は、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。業者の一覧は、市ホームページ（2次元コード）からご確認ください。
- ・粗大ごみ、産業廃棄物…廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- ・資源ごみ…資源物処理業者に依頼するなど、リサイクルにご協力ください。

6月1日号

ごみのゆくえを知らう!

夏休み処分場見学会

問 東京たま広域資源循環組合 ☎042-597-6152



皆さんの出したごみがどのように処理されているのか、確かめてみませんか?

日時 ①7月25日(木) 午前8時45分～午後5時25分
 ②8月1日(木) 午前8時15分～午後6時
 ③8月6日(火) 午前8時30分～午後5時40分

会場 ①八王子市戸吹クリーンセンター、ニツ塚処分場、谷戸沢処分場
 ②クリーンプラザふじみ、ニツ塚処分場、谷戸沢処分場
 ③立川市クリーンセンター、ニツ塚処分場、谷戸沢処分場

対象 多摩地域在住・在勤・在学の方

定員 各回30人(抽選) **費用** 1人500円(昼食代) ※当日徴収

申し込み 7月1日(必着)までにホームページの申し込みフォーム(2次元コード)またはハガキに「夏休み処分場見学会参加希望」、参加希望日、参加者全員の氏名、年齢、郵便番号、住所、日中連絡の取れる電話番号、通勤・通学先の市町村名(多摩地域在住でない場合)を記入し、〒190-0181日の出町大字大久野7642 東京たま広域資源循環組合「夏休み処分場見学会」係へ

6月15日号

	廃棄物減量等推進審議会
日時	6月24日(月) 午後1時30分から
会場	市役所3階 教育委員会会議室
内容	廃棄物減量等推進審議会の会議の公開に関する取扱いについてほか
定員	10人(抽選)
聴講受付	当日の午後1時～15分に会場入り口で ※開会後に施設見学(参加・聴講不可)を行うため、約2時間休会となります。
問い合わせ	清掃リサイクル課 ごみ減量推進係

園芸用の土の回収とリサイクル ～持ち込む際のお願い～

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市では園カインズと包括連携協定を締結し、取り組みの一つとしてカインズ青梅インター店で「園芸用土の回収とリサイクル」を行っています。

回収した園芸用土はリサイクルされ、新たな園芸用土の原料として生まれ変わります!持ち込みの際は次の内容にご注意をお願いします。

持ち込みできる方 カインズ会員
回収対象 家庭で不用になった園芸用土
 ※カインズ以外で購入したものも可

持込手順

- ①園芸用土以外のものを取り除く。
(苗のポット、ラベル、石、植物など)
- ②園芸用土の入っていた空袋に入れる。
(カインズ以外で購入したものも可)
- ③カインズ青梅インター店園芸売場の屋外レジへ持っていく。

回収期間 9月30日(月)まで

風の強い日のごみの出し方

問 清掃リサイクル課清掃係

風が強い日に、家庭から排出した指定収集袋やペットボトル、収集後の排出容器等が道路等に動いてしまったケースが散見されています。

道路等に散乱してしまうと、思わぬ事故につながるおそれがありますので、紹介する例を参考にご協力ください。

また、他にいいアイデアがありましたら、担当までお知らせください。

指定収集袋

S字フックでフェンスと指定収集袋をつなぐ。



おもりを入れたネット等に指定収集袋を入れる。



ペットボトル・ビン・カン

容器をネットをかけ、ネットにおもりを乗せる。



容器を空瓶などに置き、風を避ける。



みんなの多摩川 みんなできれいに

多摩川1万人の清掃大会

間 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

日時：8月4日(日) 午前8時～9時30分ごろ※雨天中止

市では、平成6年度から市内多摩川流域（御岳渓谷から友田町まで）を一齐に清掃し、この清掃活動を通じて市内外に「すばらしい多摩川をいつまでも守る」ことを広く呼びかけています。この清掃大会は、多摩川を利用する方にごみの持ち帰りや川の美化を積極的に呼びかけ、「ごみを拾う活動から、ごみを捨てさせない活動」へと展開していく事業です。一人でも多くの方が参加することが、大きな力となり活動を支えます。個人での参加はもちろん、地域の自治会やご家族、ご友人、職場の皆さんとご参加ください。

当日は気温が高いことが予想されるため、体調に十分注意してください。

会場：右表参照（実施地区によって集合場所が異なります。）
服装：動きやすい服装※ごみ袋、軍手、タオルは支給

実施場所

実施場所	実施地区	集合場所
御岳渓谷（二俣尾～御岳）	沢井管内・金市（本部）	御岳橋下左岸河原
車道大橋下・泰山寺周辺	柚木町3丁目	泰山寺駐車場
喜久松苑下（右岸）	柚木町2丁目	喜久松苑下河原
山崎河原（右岸）	柚木町1丁目	山崎河原
好文橋上下流（右岸）	梅郷（上郷）	西中駐車場
神代橋上下流（右岸）	梅郷（中郷）	紅梅苑
旧梅郷1丁目運動広場下（右岸）	梅郷（下郷）	旧梅郷1丁目運動広場南東側民地駐車場
町屋小橋～和田橋（右岸）	和田町	町屋小橋（和田町橋）
市営日向和田住宅下（左岸）	青梅（日向和田）	市営日向和田住宅下河原
万年橋上流～寒天河原（右岸）	畑中	寒天河原
細瀬橋下流～万年橋先（左岸）	青梅（大和町）	釜の湖公園大和町側
釜の湖公園上下流（右岸）	駒木町	駒木町1丁目運動広場
船栗橋上下流（左岸）	千ヶ瀬町（上）	船栗橋（千ヶ瀬町側）
調布橋上下流（右岸）	上長沼	調布橋際（上長沼側）
下奥多摩橋下流～調布橋（左岸）	千ヶ瀬町（下）	千ヶ瀬町自治会館
下奥多摩橋下流（右岸）	下長沼	旧長沼水泳場駐車場
市民球場上下流（左岸）	河辺町	河辺町3丁目春日児童遊園
多摩川橋上下流（右岸）	友田町	各自治会ごとに集合

※川の上流から下流に向かって、右側の川岸が右岸、左側が左岸

実施方法

◎御岳渓谷
集合場所で開会式に参加する前に、ごみ袋、軍手、タオルを受け取り、開会式の後、清掃活動を開始します。
収集したごみは、多摩川右岸は吉野街道、左岸は青梅街道沿いの決められたごみ集積所によつて搬出してください。必ず道路沿いに搬出をお願いします。

◎その他の地区（柚木町～友田町）
集合場所でごみ袋、軍手、タオルを受け取り、各地区の実施責任者の指示により、清掃活動を開始します。
収集したごみは、実施責任者の指示に従い、各実施場所近くのあらかじめ決められた場所に出してください。

◎いずれの会場も
ごみは、必ず燃やすごみ、燃やさないごみに分別して集めてください。集められたごみは、収集車が収集し、西多摩衛生組合やリサイクルセンターで処理します。

ペットボトルの排出方法

間 清掃リサイクル課清掃係

- 外したキャップとはがしたラベルは、「容器包装プラスチックごみ（紫色の袋）」で排出してください。
- 収集運搬の際、かさばらないように、なるべくつぶしてください。
- 排出の際は、ビニール袋には入れずにバケツや箱などの容器に入れ、午前8時までに道路に面した敷地内または決められた集積所に出してください。
- 一度に大量に排出せず、こまめに排出してください。

キャップとラベルは「容器包装プラスチックごみ」の袋で排出
中をつぶす
容器

子ども用・成人用おむつの無料収集

間 清掃リサイクル課清掃係

「燃やすごみ」の日に、家庭から出る子ども用・成人用おむつを無料で戸別収集しています。汚物は取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。

なお、ペット用のおむつは、指定収集袋（緑色のごみ袋）に入れて排出してください。



ごみの減量や資源の有効活用にご協力ください

「循環型社会」をつくっていくために、一人ひとりが実践できることを考えていきましょう。 問 資源リサイクル課(市役所5階)

河川ごみの減量にご協力を!

自然環境に恵まれた青森市には、毎年バーベキューを楽しむ方が訪れます。多くの方はマナーを守り、ごみを持ち帰っていますが、一部の方によりごみの置き去りが起きているのが現状です。



豊かな自然を守るために皆さんもご協力ください。

生ごみたい肥化講習会

「生ごみ」を「燃やすごみ」ではなく「資源」にすることで、日々、皆さんの家庭から出されている「燃やすごみ」の量を減らすことができます。

日時 8月23日(金) 午前9時30分～11時ごろ
会場 市役所2階204～206会議室
対象 1人で作業ができ、過去に受講したことのない方
内容 1組につき1つの段ボールコンポスト作成
定員 先着30組(1人での参加も可)
持ち物 2日分の新聞(新聞、ちらしを除く)、筆記用具、揮発性のある大きなビニール袋(虫除け用のふみに加工)
その他 終了後、約8kgの段ボールコンポストをお持ち帰りください。
申し込み
 7月16日～26日に電話または専用フォーム(2次元コード)で、資源リサイクル課ごみ減量推進課へ



段ボールコンポストとは

段ボール箱の中に土壌改良材(ピートモス・もみ殻くん炭)を入れて、微生物の力によって生ごみを分解し、家庭から出る生ごみからたい肥を作るというものです。1箱で約3か月分の生ごみ30kg程度から、約5kgのたい肥を作ることができます。生ごみの重量を約6分の1に減量することが可能です。

★講習会受講者を対象に、たい肥の状態を確認するため、フォローアップ勉強会を行います。

日時 9月20日(金) 午前9時30分～11時ごろ
会場 市役所2階204～206会議室

リサイクルセンターへのせん定枝持ち込み

再資源化のため、以下の点を必ず守ってください。
 ・生枝に限り、長さ100cm未満、最も太い部分の太さ10cm未満
 ・竹や毒性のあるもの(ワラシなど)は、長さ50cm未満、最も太い部分の太さ10cm未満。なが、これらととげのある枝(ゆげなど)は他の枝と分けてお持ちください。
 ・再資源化できない、木の幹・根、枯れたもの、草、落ち葉、つるは持ち込めません。状況により持ち帰っていただく場合もあります。

リサイクルセンターで無料回収しているもの

持ち込みできる日時
 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時
 ※祝日、年末年始を除く
持ち込みできるもの
◆有害ごみ
 乾電池、コイン電池(ボタン電池は不可)、蛍光灯、電卓、水漏れ検知、スプレー缶(消火器は不可)、カセットコンロ用ガスボンベ、煙草殻、食物の容器(金属製)、ライター、電子タバコ
 ※中身の残っているライター、スプレー缶等は、火災や爆発のおそれがあるため、なるべく使い切ってから出してください。また、穴は開けないでください。

◆廃食用油
 サラダ油、オリーブ油、菜種油、大豆油、ごま油、胡麻油、米油等の植物性油
 ※やし油、パーム油、動物性油、機械油、灯油等は回収できません。3リットル以上の容器は紙袋でこし、取り替えてください。

◆ガラス・陶磁器
 コップ、ガラス食器、茶碗、土鍋、植木鉢(土は厚としてください)等
 ※びんは、持ち込みできません。回収日に出してください。
 ※割れたものも持ち込み可
 ※瓦や破入りガラス等の特殊なものは回収できません。
 ※大きさが30cm以上のものは粗大ごみとなります。処理手数料をお支払いください。

◆使用済み的小型家電
 携帯電話、タブレット端末、カメラ、ゲーム機(衛星、携帯)、延長コード等

※回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る製品が対象
 ※パソコンの持ち込みは不可
 ※使用済み小型家電の回収ボックスは、市役所、各市民センター、住友金属鉱山アクリン青森にも設置しています。

◆家庭で使用済みとなったインクカートリッジ
 エプソン、兄弟、国内製、外国製等は問いません。
 ※市役所でも回収を行っています。

持ち込み方法等
 ・粗大ごみ受付にて、市民であるかの確認を本人確認書類等により行います。確認後、それぞれ専用の容器等に入れてください。
 ・自宅から持ち込む際に使用した袋や容器は、お持ち帰りください。
 ・事業で使用したものは不可



作ってみよう!ポスター&キャッチフレーズ 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

皆さんがごみを減らすためにやっていることや、まちをきれいにするためのアイデアなどをポスターやキャッチフレーズで表現してみませんか? 入賞作品は、広報おらぬや市ホームページに掲載するほか、市役所1階ロビーに展示し、啓発活動に活用します。優秀作品は、来年度の資源物・ごみ収集カレンダーにも掲載する予定です。

応募方法などは市ホームページ(2次元コード)からご確認ください。
対象 市内在住の小学4～6年生
提出期間 市内小学校在籍者→9月4日(水)
 市外小学校在籍者→9月6日(金)



令和5年度ポスター部門金賞作品



4年生の部

5年生の部

6年生の部

令和5年度キャッチフレーズ部門最優秀賞作品
 「しげんはね むげんにないよ 大切に」

8月1日号

粗大ごみの出し方

問 清掃リサイクル課収集指導係

★直接持ち込み（予約不要・処理手数料は現金で支払い）

日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）
 ※月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します。
 場所 市リサイクルセンター（新町6-9-1）
 持ち物 本人確認書類など住所が確認できるもの

★自宅回収（事前予約制・処理手数料は納付書で支払い）

申し込み先 粗大ごみ専用受付電話 ☎23-5805
 申し込み日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
 ・申し込みから収集まで1週間程度要します。
 ・あらかじめ品名・大きさ・数量をお伺いします。
 ・せん定枝は太さ10cm以下、長さ1mで束ねてください。
 ・65歳以上の方・障がい者の方のみの世帯等に、粗大ごみを屋内から運び出して収集する制度があります。申し込み時にご相談ください。

収集日（時間指定不可） 月～金曜日（祝日含み、年末年始を除く）

※予約時にお伝えする「粗大ごみ」・「品名」・「受付番号」を書いた紙を品物に貼ってください。（右図参照）



★いづれも

・生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。申し込み時にお知らせください。
 ・建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、市では収集できません。製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り（リサイクル料金、収集運搬料金が掛かります）を依頼してください。それ以外の場合は、市では青梅新興圏 ☎74-4281 が窓口となって引き取りを行います（有料）。

粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然として無くなりません。不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。捨てられないよう自衛策にご協力ください。

8月15日号

資源物は地域の集団回収へ

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに役立っています。また、「資源再利用推進報償金交付団体」に登録後、集団回収を実施した各団体へ、回収量に応じた報償金（右表）が市から交付され、各団体の活動費として役立てられています。資源物は地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

なお、集団回収の実施日や回収する資源物は、各団体で異なりますので、各団体へご確認ください。新たに集団回収を行いたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。

品目	報償金単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙バック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん (大びん)	16円
その他のびん	15円

9月1日号

市で収集・処理できないごみについて

問 清掃リサイクル課清掃係



次のごみは、市では収集・処理できません。

※詳細は、市ホームページ（2次元コード参照）または市資源物・ごみ収集カレンダーの15ページをご覧ください。

- ①テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）
- ②エアコン
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機
- ⑤パソコン
- ⑥小型充電式電池
- ⑦自動車、オートバイとその部品など
- ⑧建築廃材
- ⑨農業用具
- ⑩土砂類
- ⑪ピアノ、1辺50cm以上の金庫、白など
- ⑫薬品類
- ⑬危険物類
- ⑭在宅患者の医療器具

処分方法

- ①～④…購入や買替をする店または青梅新興圏へ問い合わせてください。
- ※解体したり、部品は外さないでください。
- ⑤…各メーカーにお問い合わせるか、リネットジャパンリサイクル㈱で1箱分を1回無料で収集していますので、問い合わせてください。
- ⑥…リサイクルは（一社）JBRCのリサイクル協力店で実施しています。
- ※リサイクルマークがないものなど、回収の対象外となるものがあります。
- ※詳細はJBRCのホームページ（右記2次元コード）参照
- ⑦～⑭…購入販売店等にお問い合わせください。



違法な不用品回収業者にご注意!

問 清掃リサイクル課清掃係

家庭から出る不用品は、違法な不用品回収業者を利用すると、不適正に処理された状態で海外へ輸出や不法投棄される恐れがあります。チラシや軽トラック等で「家庭の不用品を無料回収します」と宣伝する業者に注意してください。

適正な処理方法は、市ホームページをご覧ください。



お〜ちゃんフェスタ2024

問 青梅ボランティア・市民活動センター ☎23-7163
市市民活動推進課市民活動推進係



誰もが楽しめる模擬店、ダンス・音楽発表、フリーマーケットを実施します。
日時 9月15日(日) 午前10時~午後3時
会場 市役所
※公共交通機関でお越しください。
※ごみの持ち帰りにご協力をお願いします。
※14日(土)、15日(日)は市役所駐車場は利用できません。



お〜ちゃんフェスタでフードドライブ受付窓口を設置!

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。次の日程で受付窓口を設置しますので、ぜひご協力ください。

日時 9月15日(日) 午前10時~午後3時

受付場所 お〜ちゃんフェスタ2024会場(市役所)

※食品の種類や状態によっては、受け取ることができない場合があるため、事前にホームページで条件等をご確認のうえ、持参してください。

9月15日号

リサイクルショップをご利用ください

問 リサイクルショップ ☎32-5374、リサイクルセンター ☎31-0540

リサイクルショップでは、リサイクルセンターに運び込まれた、まだ使えそうな物を修理し、低価格で販売しています。主に自転車、タンス、テーブル、椅子、衣装ケースなどを展示しています。

また、大きな家具等、購入した商品の配送サービス(有料)もあります。
営業日時 月~金・日曜日 午前9時~午後4時※祝日を除く

暮らしにお役立てください

~高齢者の皆さんへの各種事業等~

介護予防のためには

- ▷ 介護予防教室
- ▷ 介護予防講演会
- ▷ 梅っこ体操CD・DVD貸し出し

元気な方・技能を活かしたい方

- ◎ シルバー人材センターへの登録
- ▷ シルバーマイスター制度
- ▷ 高齢者クラブ
- ▷ 地域サロン
- ▷ 高齢者の教養講座・スマートフォン教室等

ポイント!
高齢者クラブは、各地域に48クラブあり、健康で豊かな生活のため、さまざまな活動をしています。

高齢者のご家族の方へ

- ▷ 認知症サポーター養成研修の講師派遣
- ▷ 徘徊高齢者家族支援サービス
- ▷ 介護DVD貸し出し
- ▷ 高齢者見守りシール

ポイント!
衣服に貼れる2次元コード付き見守りシールを交付しています。

ゴミを捨てる際には

- ☆ 指定収集袋の減免
- ☆ おおつごみの無料収集
- ☆ 粗大ごみ運び出しサービス

ポイント!
指定収集袋の減免は、初回のみ申請が必要です。

もしもの時に備えましょう

- ★ 自動通話録音機無償貸与(期間3年間)
- ▷ 救急通報システム
- ▷ 住宅火災通報システム
- ▷ 福祉電話の設置
- ◆ 緊急通報サービス

ポイント!
救急通報システムは無線発報器から緊急時に救急車の出動を要請します。

お出かけの際には

- ▷ 温泉保養施設の利用助成
- ◇ シルバーバス
- ◆ 車いすの貸し出し
- ◆ ハンディキャブの貸し出し

ポイント!
ハンディキャブはマツダAZワゴン・日産セレナの2種類があります。

日常生活への給付やサービス

- ▷ 補聴器購入費の助成
- ▷ 住宅改造費(浴槽等の設備改修費)の助成
- ▷ 紙おむつの給付
- ▷ 訪問理美容サービス
- ▷ 配食サービス
- ▷ 寝具乾燥サービス
- ◆ いきいきサービス

ポイント!
いきいきサービスは助け合いによる有償家事援助サービスです。在宅での日常生活に必要な家事などのお手伝いをします。

その他お困りの際には…

- ▷ 介護サービス相談員の派遣
- ▷ 地域包括支援センター
 - ・ 青梅・東青梅地区
地域包括支援センターすみえ ☎78-3442
 - ・ 長淵・梅郷・沢井・河辺地区
地域包括支援センターうめぞ ☎24-2882
 - ・ 大門・小曾木・成木・新町・今井地区
地域包括支援センターすえひろ ☎33-4477

各種問い合わせ先

- ◎ …シルバー人材センター ☎24-8171
- ◇ …東京バス協会 ☎03-5308-6950
- ◆ …社会福祉協議会 ☎22-1233
- ☆ …清掃リサイクル課清掃係
- ★ …市民安全課市民安全係
- ▷ …高齢者支援課いきいき高齢者係・包括支援係

資源物・ごみ収集カレンダーに 広告を掲載しませんか

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



毎年全戸配布しているごみの収集日等を掲載した「資源物・ごみ収集カレンダー」(令和7年4月～翌年3月)に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、自営業者の皆さんは、お申し込みください。

規格 カレンダー…A4サイズ、広告…縦3cm×横13cm (JPEG形式)

作制部数 7万3,000部(予定)

掲載料 1枠5万円 募集枠数 先着12枠

注意事項 掲載位置の指定は不可▷同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合に限り2枠以上掲載可

申し込み

31日までに専用フォーム(右記2次元コード)または

市ホームページから広告掲載申込書をダウン

ロードし、必要事項を記入のうえ、メール

✉div1315@city.ome.lg.jpで清掃リサイクル課ご

み減量推進係へ(いずれも広告図案を添付)

※メールの件名は「資源物・ごみ収集カレン

ダー広告掲載応募」としてください。



西多摩衛生組合で石川県の 災害廃棄物受入れを開始

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

1月1日に発生した能登半島地震により、多くの建築物で倒壊等の被害が発生しました。これに伴い、今後多くの可燃性廃棄物の発生が予測されています。

このため、石川県から東京都に対して要請があり、災害廃棄物の発生量が多く域内処理が困難な石川県輪島市と珠洲市の支援を行うこととしました。西多摩衛生組合も、9月27日から災害廃棄物の受入れを開始しました。

被災地の早期復興・復旧を支援するため、ご理解とご協力をお願いします。

支援等の内容

▷搬入ごみ…可燃性廃棄物(木くず・プラスチック類・繊維くず)

▷受入期間…9月27日～令和8年3月31日

▷搬入量…1日最大20t

浄化槽の維持管理

問 清掃リサイクル課清掃係

浄化槽は、適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。浄化槽法では、浄化槽を管理する方が行うべき3つの義務を定めています。

保守点検…都に登録された専門業者が定期的を実施する点検作業

清掃…市の許可業者が実施する浄化槽の清掃作業

法定検査…都知事が指定した機関が実施する、保守点検と清掃の状況等を客観的に判断する検査

申し込み 保守点検…専門業者(都環境局ホームページ参照)

清掃…青梅新興㈱ ☎74-4281

法定検査…(公財)都環境公社多摩分室

☎042-595-7982

その他 浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に都へ届け出をお願いします。

3R推進月間・食品ロス削減月間

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



★4Rに取り組んでみましょう!

市では3つのRに1つプラスした「4R」を推進しています。

- ▷リフューズ(Refuse)…レジ袋等不要なものは断る。
- ▷リデュース(Reduce)…買い物は必要なものに留めごみを減らす。
- ▷リユース(Reuse)…詰め替え用など繰り返し使える商品を選ぶ。
- ▷リサイクル(Recycle)…ごみとして捨てず資源として再利用する。

★食品ロスを減らしましょう!

食品ロスは年間約472万t、これを一人当たりに換算すると約103g/日となり、およそおにぎり1個分に当たります(環境省および農林水産省の令和4年度推計値より)。食品ロスを削減するために次のことに気をつけてみましょう。

- ▷買い物の際は、すぐに使用する商品は陳列順に購入しましょう。
- ▷調理のときは、食べる分だけ作るようにしましょう。
- ▷飲食店で食事をするときは、食べきれぬ量だけ注文しましょう。
- ▷食品が余ったときは、フードドライブ等に寄付しましょう。(詳細は2次元コード参照)

西多摩衛生組合から

親子で煙突のぼりにチャレンジ

問 西多摩衛生組合総務課総務係

☎042-554-2409

市清掃リサイクル課ごみ減量推進係

清掃工場の煙突内部の階段をのぼり、高さ50メートルの煙突から街並みを見渡してみませんか。参加者にはオリジナルエコバッグをプレゼント!

日時 10月26日(土)

①午後1時30分集合②2時30分集合

会場 西多摩衛生組合環境センター管理棟

対象 小学3～6年生と保護者

※安全確保のため小学生のみでの参加不可

定員 各回先着5組(予約制)

申し込み

18日までに電話で同組合総務課総務係へ

※土・日曜日、祝日を除く午前9時～

午後5時



紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

問 東京たま広域資源循環組合 ☎042-597-6152
市清掃リサイクル課ごみ減量推進係

日時 11月28日(木) 午前8時30分JR昭島駅南口集合～午後5時15分同場所解散

※集合場所・時間等の詳細は、当選者にお知らせします。

会場 西多摩衛生組合環境センター、ニツ塚処分場(車窓見学)
谷戸沢処分場(散策)※大型バスで移動

対象 多摩地域在住・在勤・在学の方

定員 40人(抽選)

費用 500円(昼食代)※当日徴収

申し込み

11月1日(必着)までに東京たま広域資源循環組合ホームページの専用フォーム(2次元コード参照)、またはハガキに①氏名②年齢③郵便番号、住所④電話番号(日中連絡可能な番号)⑤通勤・通学先の市町村名(多摩地域にお住まいでない方のみ)を記入し、郵送〒190-0181日の出町大字久野7642「谷戸沢処分場自然観察会係」へ



東京たま広域資源循環組合 入札参加申請の受付

問 東京たま広域資源循環組合総務課
☎042-597-6151
市清掃リサイクル課ごみ減量推進係

令和7・8年度の工事・物品買入れ等の入札参加申請を受け付けます。

期間 10月7日(月)～11月1日(金)
申し込み

必要書類(ホームページからダウンロード可)を記入し、11月1日(必着)までに郵送〒190-0181日の出町大字久野7642同組合総務課契約担当へ

詳細はホームページをご覧ください。

その他 期間以降の申請は4月1日以降に競争入札参加資格者名簿に登録



10月15日号

同日、青梅市役所で、下記のイベント・展示を行います！

ゆめうめちゃんも登場！ 青梅の魅力発信ブース

問 シティプロモーション課シティプロモーション係
産業観光まつりに、ゆめうめちゃんが遊びに来るよ！さらに、会場内では「ゆめうめちゃんクイズラリー」を開催！会場内のクイズに答えて、全問正解するとゆめうめちゃんグッズがもらえるよ！
会場 市役所2階テラス



姉妹都市交流展示

問 秘書広報課交流担当

来年、青梅市とドイツポッパルト市は姉妹都市提携60周年を迎えます。友情が育まれてきた交流の一部を紹介します。

会場 市役所2階姉妹都市コーナー
※折り紙のプレゼントあり



フードドライブ受付窓口を 設置します！

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係
受け取りができる食品には条件があります。また食品の種類や状態により、持ち帰りとなる場合があります。詳細は市ホームページ(2次元コード)をご覧ください。
会場 市役所2階204～206会議室



BOAT KIDS PARK出張 Moovi

問 ポートレース事業局

体遊びを通して子どもたちの成長を応援するためのあそび場です。

会場 市役所2階行政情報コーナー

対象 6か月～未就学児

※要保護者(20歳以上)同伴



健康ポイントアプリ 「うめPON」紹介ブース

問 健康センター ☎23-2191

当日、ブースに来た方全員に特別ポイントをプレゼント！健康行動をポイント化。抽選でデジタルギフトなどが当たる！

健康ポイントアプリ「うめPON」の紹介ブースです。

会場 市役所1階

おらめヘルス&ワークアプリ



市民のくらし展

問 市民安全課市民相談係

★特設無料相談

消費者相談員がさまざまな消費者トラブルについて、行政相談員がくらしに関する声を行政に届けるため相談を受け付けます。

★人権啓発子ども向け上映会

「たれみりく～ほんとうのともだち」と「ずっと友達でいたいから」の2本を上映。

★啓発等の展示

消費者啓発、食品ロス啓発、ジェンダー平等啓発、自治会活動の紹介、公共交通の利用促進、交通安全啓発などの各種展示

会場 市役所2階204～206会議室

「介護の日」 家族介護教室

老後に備えた終活の話

残された家族が困らないようにできる準備や、親・介護者が急に倒れた時のこと、後見人等について弁護士が話します。

会場 市役所1階

定員 先着25人(予約制)

申し込み

電話 ☎33-4477で地域包括支援センターすえひろ

へ(月～土曜日 午前9時～午後5時)

体験しよう！福祉ネイルの魅力

爪先を華やかに飾ることで、本人や介護している家族のモチベーションの向上につながります。

時間 午後2時15分から

会場 市役所1階

対象 小学生以上

定員 先着12人



4月から変わります

ごみ排出方法等の一部変更

問 清掃リサイクル課清掃係

4月1日より、排出機会の拡大および安全な収集、処理体制の確立を図ることを目的にごみの排出方法を次のとおり変更します。

①充電式電池を有害ごみとして取り扱います。

②収集週の変更を行います。

・燃やさないごみ

毎月第1週目→毎月第3週目

・容器包装プラスチックごみ

毎月第2・3・4・5週目→毎月第1・2・4・5週目

※詳細は「広報おうめ」および「ごみ減量・リサイクル通信」等でお知らせします。

令和6年8～9月

夏のイベント振り返り!

夏のイベント振り返り!

8月3日(土)

納涼花火大会!

きれいな花火が青梅の空を彩りました!



8月4日(日)

多摩川一万人の清掃大会!

多くの人が参加し、多摩川をきれいになりました!

9月15日(日)
お〜ちゃんフェスタ
2024!

たくさんのお店ブースで大賑わいでした!



11月1日号

小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品 コンクール入賞者発表

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市内在住の小学4～6年生を対象に募集を行い、ポスター部門97点、キャッチフレーズ部門215点の応募がありました。入賞者は次のとおりです。(敬称略)入賞した作品は、市ホームページや市役所1階に掲示します。

◎ポスター部門

小学4年生の部

(金賞) 鯨井莉愛 新町小
(銀賞) 私市結音 新町小
(銅賞) 並木 健 霞台小



小学4年生の部金賞



小学5年生の部金賞

小学5年生の部

(金賞) 神田涼乃 一小
(銀賞) 関塚 凜 新町小
(銅賞) 森田ふた葉 霞台小

小学6年生の部

(金賞) 川村心暖 二小
(銀賞) 木村芽生 新町小
(銅賞) 駒田敦士 三小



小学6年生の部金賞

◎キャッチフレーズ部門

(最優秀賞) 中野桜児 二小
(優秀賞) 平岡由依菜 霞台小
(優秀賞) 富田こころ 若草小
(優秀賞) 野崎千尋 若草小

キャッチフレーズ部門最優秀賞

分別で
次の姿にリサイクル
まだまだ使える資源です

11月15日号

12月1日号

飼っていた動物の火葬を受け付けています

問 清掃リサイクル課清掃係



飼っていた動物が亡くなった場合、火葬を受け付けています。(火葬後の遺骨はお返してきません。) 犬が亡くなった場合は、火葬の申し込みの有無に関わらず、環境政策課に届出が必要です。

自身で火葬場へ搬送される場合

①市民であることが分かるもの(運転免許証など)を持参して、清掃リサイクル課(市役所5階)の窓口で申請し、手数料2,000円をお支払いください。

②領収書を持参し、亡くなった動物を火葬場(長瀬5-743)へ搬送してください。

※火葬場の受付は友引の日と1月1日~3日を除いた午前9時~午後4時
※大型動物を火葬される際は、事前に火葬場☎22-3918へご連絡ください。

市が自宅にお迎えにあがる場合

①清掃リサイクル課へ日時調整の連絡してください。

②引き受け時に手数料4,000円をお支払ください。

※引き受けは、祝日、年末年始を除く月~金曜日

粗大ごみ受付が混み合っています

問 清掃リサイクル課収集指導係

年末に向けて粗大ごみの処理を希望する方が多く、自宅回収の電話受付・持ち込みが混み合っています。早めの申し込み、持ち込みをお願いします。

※年末年始・年度末、月・火・日曜日、連休明け、午前11時30分~午後1時30分の時間帯は特に混み合っています。それ以外の曜日や、午後などの比較的すいている時間に受付するようご協力をお願いします。(電話受付と持ち込みは受付日・時間が異なりますので、ごみカレンダー等でご確認ください。)

粗大ごみ等の不法投棄は犯罪です

問 清掃リサイクル課収集指導係

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。

市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置しています。不法投棄等を目撃した場合は、市や警察に通報してください。

なお、私有地に不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、自衛策にご協力ください。

12月15日号

ごみ処理施設見学会を実施します!

ごみ処理施設やリサイクル工場を見学し、食品トレイやペットボトル等が新たな食品トレイとして生まれ変わる過程を学びます。

日時 1月30日(木)

午前8時30分~午後5時10分

行程 市役所集合~市リサイクルセンター~道の駅まくらがの里こが(昼食)~隣エフピコ関東リサイクル工場(茨城県)~市役所解散※貸切バスで回ります。

※昼食代は自己負担

対象 市民

定員 先着40人(予約制)

申し込み 12月16日~25日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※1回の申し込みで2人まで申し込み可

年末年始のごみの収集等

ごみの焼却は、都条例等により原則として禁止されています。年末の片づけ等で出たごみは、燃やさずに市の収集に出してください。

問 清掃リサイクル課清掃係・収集指導係

種類	収集や申し込みの期間
燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ 有害ごみ	▷「令和6年度版青梅市資源物・ごみ収集カレンダー」のとおり収集します。 ▷お住まいの地区によっては、12月29日もしくは30日に燃やすごみの特別収集を行います。
粗大ごみ せん定枝	自宅回収 ▷月~金曜日の午前9時~午後5時に専用電話☎23-5805(かけ間違いにご注意ください)へ申し込んでください。 ▷年末は大変混み合うため、年内の収集を希望する場合は、早めに申し込んでください。
	リサイクルセンターへの持ち込み ▷月~金曜日、日曜日の午前9時~午後4時に直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。年始は1月5日から受付しています。
し尿くみ取り	▷電話で清掃リサイクル課へ申し込んでください。 ▷年内のくみ取りを希望する場合は、12月27日の正午までに申し込んでください。

※年末は12月27日まで、年始は1月6日から

1月1日号

**市公式LINEで
道路や公園、不法投棄などの
情報を通報できます**



問 道路に関すること
…都市整備部管理課庶務係
公園に関すること
…公園緑地課わくわく公園係
不法投棄・動物死体に関すること
…清掃リサイクル課ごみ減量推進係



市公式LINEアカウントから、道路や公園などの破損や不具合、公共の場所の不法投棄・ベット以外の動物死体に関する情報を通報できるサービスを開始しました。

現地の状況を写真や位置情報により簡単に通報ができます。

各種不具合などを発見した際には、ぜひご利用ください。

**外食時の食品ロスを
減らしましょう**



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

まだ食べられるのに破棄されてしまう食材（食品ロス）は年間472万トンにものぼり、そのうち60万トンが外食関連の食品ロスです。国民1人あたり約103g（約おにぎり1個分）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。食品ロスを減らすために、一人ひとりができることから始めましょう！

食品ロス削減のコツ～外食編～

- ▷食べきれぬ分だけ注文する…小盛りのメニューを活用するなど、頼みすぎに注意しましょう。
- ▷お店の人に量や食材を確認して、自分が食べきれぬかどうか判断する…どうしても残ってしまった料理は、持ち帰りできるか聞いてみましょう。

※農林水産省の資料をもとに作成



1月15日号

	廃棄物減量等推進審議会
日時	1月31日(金) 午前9時30分から
会場	市役所3階 教育委員会 会議室
内容	ごみ処理状況について ほか
定員	10人(抽選)
傍聴受付	当日の午前9時～15分に会場入り口で
問い合わせ	清掃リサイクル課 ごみ減量推進係

4月から「燃やさないごみ」の収集日が変わります

問 清掃リサイクル課清掃係

年末年始において「容器包装プラスチックごみ」の収集間隔が長くなっていることから、その改善を目的に、「燃やさないごみ」の収集日を現在の「第1週」から「第3週」に変更します。

あわせて「容器包装プラスチックごみ」を「第3週」から「第1週」に変更します。

※年末年始だけの対応でなく、通年での変更です。

週	現行	変更後
第1週	燃やさないごみ	容器包装プラスチックごみ
第2週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ
第3週	容器包装プラスチックごみ	燃やさないごみ
第4週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ
第5週	容器包装プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ

雑がみ収集啓発袋を配布します

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

燃やすごみに含まれる雑がみを資源ごみとして出し、分別を習慣化してもらえよう、雑がみを保管する際に使用する「雑がみ収集啓発袋」を希望者に無料配布します。

配布開始日 1月15日(水)～無くなり次第終了

配布数 5,000枚

配布場所 総合案内(市役所1階)、清掃リサイクル課(市役所5階)、リサイクルセンター粗大ごみ持ち込み受付(新町6-9-1)、各市民センター※ひとり1枚まででお願いします。



4月から小型充電式電池の収集を始めます 問 清掃リサイクル課清掃係

新たに小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池）の収集を始めます。

★小型充電式電池の排出方法

- ①「有害ごみ」の日に透明または半透明の袋に入れて、朝8時までに出示してください。
- ②15cm×30cmの投入口に入るものは、市役所・市民センター等に設置してある「小型家電回収ボックス」に投入できます。
- ③50cmを超えるものは「粗大ごみ」としてリサイクルセンターへの持ち込み、または自宅回収の電話予約をお願いします。



Q. 充電式電池はどのような製品に使われていますか。

A. スマートフォンやモバイルバッテリーのほか、以下のようなものにも使われています。



Q. 小型充電式電池が使われているものか見分ける方法はありませんか。

A. 製品に充電機能がついており、コンセントを差し込まなくても使えるようなものに小型充電式電池が使われています。電源コードがあり、コンセントに差し込んで使用するものは小型充電式電池内蔵製品ではありませんので、50cm未満のものは小型家電回収ボックスまたは燃やさないごみとして出示してください。



Q. 充電式電池を回収して火災の原因になりませんか。

A. 火災事故等は不適正な排出から生じるものであり、安全な収集と適切な処理により事故を減らせます。フローチャートや図を参考に適切に処理し、排出するようご協力をお願いします。

Q. テレビ、エアコンやパソコンなども収集できるようになりますか。

A. 家電リサイクル法の対象商品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）は市では収集できません。購入店または買い替えをするお店に引き取りを依頼してください。またパソコンも資源有効利用促進法により収集できないものになるため、市と協定を結んでいる「リネットジャパンリサイクル機」のサービスをご利用ください。

2月1日号

「資源物・ごみ収集カレンダー」、「青梅市民防災ハンドブック」、「青梅市民防災マップ」を配布します

問 「資源物・ごみ収集カレンダー」に関すること <清掃リサイクル課
…清掃リサイクル課ごみ減量推進係

「青梅市民防災ハンドブック」、「青梅市民防災マップ」 防災課
に関すること…防災課危機管理係

ごみの収集日を掲載した「資源物・ごみ収集カレンダー」、日頃からの備えを掲載した「青梅市民防災ハンドブック」、災害の危険箇所等を掲載した「青梅市民防災マップ」の3冊を、2月4日頃～3月14日までに全戸配布します。順番に配布するため、お手元に届くまでお待ちください。

配布方法

▷ご自宅のポストへ投函します。
※ポストへの投函が難しい場合は、袋に入れて玄関前やドアノブ等にかけておくことがあります。

▷配布を行う業者はピブスおよび名札（右図）を着用します。
※配布を行う業者は「YDM(株)」

届かなかった場合

2世帯以上の住宅で1部しか届かなかった場合や、3月14日を過ぎてもお手元に届かない場合は、近くの市民センターで受け取るか、専用フォーム（右記2次元コード）から申し込み、または清掃リサイクル課へご連絡ください。

その他 事業所（自宅を兼ねる場合は除く）へは配布しませんので、必要な場合は市役所もしくは近くの市民センターで受け取ってください。また、市ホームページからも確認できますので印刷等してご利用ください。



青梅市環境美化委員連合会共催事業

小型家電のリサイクルについての講演会

日時 2月23日（祝）午前10時～11時30分

会場 市役所2階204～206会議室

対象 市民

内容

ごみの減量には、限りある資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していくことが大切です。

（一社）小型家電リサイクル協会の講師が分かりやすく講演します。

定員 先着100人（予約制）

申し込み 3日～20日に専用フォーム（2次元コード）または電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ※1回の申し込みで2人まで

2月15日号

三多摩は一つなり交流事業

ごみ処理施設見学と
つるつる温泉めぐり

日時 3月6日(木)
午前9時～午後4時15分

対象 市民

行程

市役所～西多摩衛生組合～生涯青春の湯つるつる温泉(昼食休憩含む)～東京たま広域資源循環組合(二ツ塚最終処分場等)～市役所※貸切バスで回ります。

定員 先着40人

申し込み

3日～10日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ※1回の申し込みで2人まで

粗大ごみの「リユース」を
促進しています



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市では年間約1,300トンの粗大ごみが排出されており、その中にはまだ使えるものも見受けられます。

こうした状況の中で、地域の中で使用可能なものを必要な人に譲り渡すことにより「リユース」の取り組みを促進するために、㈱ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書」を締結しています。

ジモティーでは、どなたでも簡単に譲りたい不要品の情報を投稿できて、地元で譲り先を見つけることができるサービスを提供しています。

まだ使えるものを必要な人へ譲ることでごみの削減に繋がりますので、ご活用ください。

詳しい利用方法は、ジモティーホームページにてご覧ください。

3月1日号

届け出は毎年度必要です

市資源回収事業協力業者の
登録を受け付けます



問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

市内の各種団体が資源回収で集めた「古紙・カン・ビン類」などを回収する資源回収業者に対し、品目に応じて事業協力助成金を交付しています。資源回収にご協力いただける回収業者を随時募集しています。

登録資格

市内に事業所または営業所がある資源回収業者

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法

清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出

粗大ごみの自宅回収
LINE申し込み受け付け開始



問 清掃リサイクル課収集指導係

市では、ご家庭から出た粗大ごみの自宅回収を行っています。新たにLINEでの申し込みも可能になります。市公式LINEアカウント(下記2次元コードを読み取り)を友だち追加し、「基本メニュー」の「ごみ・リサイクル」から案内に従って申し込みしてください。登録の方法については、市ホームページをご確認ください。

なお、電話での申し込みも引き続き受け付けています。



**音声版・点字版
「資源物・ごみ収集カレンダー」を
配付します**

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

令和7年度版資源物・ごみ収集カレンダーの音声版（デージー方式）・点字版をボランティアの皆さんのご協力等により作製します。

配付を希望する方は、清掃リサイクル課へご連絡ください。



資源物・ごみ収集カレンダー点字版

浄化槽清掃費の一部を補助します

問 清掃リサイクル課清掃係

市では、住民登録のある方が所有する一般家庭および店舗・事務所などの併用住宅で、市が許可した清掃業者が清掃した浄化槽に限り、次のすべてに該当するものについて、年度1回、清掃費の一部を補助しています。

対象 ①浄化槽法に基づく都への浄化槽設置届をして、確認されている浄化槽②建築基準法による建築確認を受けている浄化槽③公共下水道供用開始区域外または供用開始されてから1年以内の区域内の浄化槽④個人管理の浄化槽

申請方法 清掃作業実施日から遅滞なく（令和6年度実施分は7年4月30日まで）、領収書、通帳等振り込み口座が分かるもの、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課（市役所5階）へ

その他 下水道への接続などで、浄化槽を撤去する際の汚泥引出しは補助対象外となります。浄化槽管理者には、浄化槽法により、清掃の他にも年一回の法定検査と定期的な保守点検が義務付けられています。引越越し、管理者の死亡の際は、名義変更の届け出が必要です。

令和 6 年度
青梅市清掃事業概要

編集・発行 青梅市環境部清掃リサイクル課
東京都青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
電話番号 0428-22-1111
発行 令和 7 年 1 2 月